

平成21年第10回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成21年12月9日(水曜日)

議事日程 第1号

平成21年12月9日(水曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議長諸報告 |
| 日程第4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第5 | 議案第106号 町道路線の廃止について |
| 日程第6 | 議案第107号 平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について |
| 日程第7 | 議案第108号 平成21年度みなかみ町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結について |
| 日程第8 | 議案第109号 みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第110号 公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第111号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第112号 指定管理者の指定について(みなかみ町寺間運動公園) |
| 日程第12 | 議案第113号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について |
| | 議案第114号 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第115号 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第116号 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第117号 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第118号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第119号 平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第120号 平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第121号 平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (22人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
10番	高橋市郎君	11番	久保秀雄君
12番	小野章一君	13番	中村正君
14番	鈴木幸久君	15番	河合幸雄君
16番	鈴木勲君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	21番	倉澤長男君
22番	阿部源三君	23番	傳田創司君

欠席議員 なし

欠 番 1名 (9番)

会議録署名議員

7番 原澤良輝君 18番 根津公安君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	教育長	牧野堯彦君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章二君	会計課長	高橋武志君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	木村一夫君
町民福祉課長	石川晃君	子育健康課長	木暮勤君
生活環境課長	山賀晃男君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君		

開 会

午前9時開会

議 長（傳田創司君） みなさん、おはようございます。

12月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

奥利根みなかみの観光シーズンも終わりました、この所、寒さも一段と身にしみる時期となりましたが、次の冬シーズンに向けての関係者はその準備など、各スキー場などではオープンに向けて受入体制を整えている状況下にあります。

この時期、昼間の時間が日増しに短くなっている今日この頃でありますけれども、新町長におかれましては就任をされまして、すでに一ヶ月半が経過されました。

多忙な毎日の連続かと思われまます。先月24日、臨時議会においてすでに所信と施政方針について表明をされておりますけれども、定例会としては本日が初めてとなります。

今後の町の発展のために、議会を通じて大いに将来のみなかみ町のあるべき町づくりに対して、一層のご奮闘を下さいますようお願いとご期待を申し上げ一言ご挨拶とさせていただきます。

さて、本日、議員各位におかれましては諸般にわたり、ご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成21年第10回（12月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 12月定例議会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

さて、ただ今、議長さんからお話がありましたように、町長に就任して一ヶ月半が経ったところでございます。

先程、議長からご紹介がありましたように、11月の末には所信を述べさせていただきました。大変に有り難うございました。

また、ただ今は今後の町政運営に向けて、議長からも激励をいただいたところでございます。本日、提案説明をいたしますし、またその後、一般質問ということで質疑の中でこれからの町政をどう持って行きたいか、もちろん議員各位とご相談しながらという事でございますけれども、それぞれの問題について、考え方を述べさせていただきたいと思っております。

ぜひ今議会、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

教育長あいさつ

議長（傳田創司君） 町長のご挨拶が終わりました。続きまして、新しく教育長に就任をされました牧野堯彦教育長より、就任挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） みなさん、おはようございます。

本日は、議会の冒頭、貴重なお時間を頂戴いたしまして、ご挨拶をさせて頂く機会と時間をいただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

私、去る11月26日の教育委員会におきまして、教育長に選任頂き拝命いたしまして、今日に至っておりますが、牧野堯彦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、皆様には既にご存じのことですが、近年の激しく動く社会、経済の状況の中で、世の中の価値観の多様化や高度情報化、さらに少子高齢化等が進行しており、私達の生活にも大きな影響をもたらしておるところであります。そして、いろいろと社会的な問題を提起されているところでもあります。そのような中で、教育に関わる視点から見ましても、たくさん問題がありまして、学力をめぐる問題をはじめとする教育環境や内容の問題、ハード・ソフトとも問題、さらには生命や人権軽視の風潮、そして社会全体に見られる規範意識の低下、環境に関わる問題等々、たくさん教育に関わっての問題も目白押しであり、解決対応が急がれる課題として山積しておる状況でございます。

このような中であって、本町の教育はお陰様で恵まれた環境の中、児童・生徒の学力の状況は比較的、安定しておりますし、また日常生活、そして学校での生活においても安全・安心が確保される中で落ち着きを持って生活をしている様子が見られ、教育の成果は順調に上がってきているものと確信いたしております。

また、社会教育の面につきましても多方面にわたり、多くの団体や個人の皆様のご協力も頂き、諸事業が順調に計画に基づいて進行しつつあるところでもあります。

しかし、全体的には、まだまだ課題がたくさんございます。さらなる努力を重ねてまいりたいと考えておるところであります。そして何よりも、大きな課題でありました教育施設に対しましての耐震補強工事や改築事業等の推進に皆様方の温かいご指導、ご協力、そしてご支援をいただき、お陰様で今日まで順調に進められてきておりまして、大変に有り難く感謝申し上げますところでもあります。これからもなお引き続きの事業もございます。

どうか一層のご支援の程よろしく願いいたします。

古くから「人に心のある限り、人は人によって育つ」そして「教育は人なり」と言われます。この教育の真髄とも言える言葉の重さ、大切さを深く心に刻みつつ、「国家百年の計」と言われる教育、教育行政に当たってまいりたいと思います。

郷土（ふるさと）を愛し、思いやりのある志の高い逞しい児童・生徒の育成を目指し、町民の皆様が健康にして生き生きと明るい生活が送れる町づくりのためにも、全力を尽くしてまいりたいと思います。

終わりに当たり、今後とも議員各位をはじめ、関係者の方々のさらなるご指導、ご支援の程、重ねてお願い申し上げます。就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

開 議

- 議 長（傳田創司君） 教育長には、就任挨拶をいただき、大変に有り難うございました。
これからの教育行政をよろしくお願い申し上げます。
それではこれより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により、議事を進めます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。
7番 原 澤 良 輝 君
18番 根 津 公 安 君 を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議 長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月9日より、
12月18日までの10日間としたい考えであります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より12月18日までの10日間と決定いたしました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議 長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。
9月定例議会後の議長における主な事件について、ご報告申し上げます。
会期閉会中も、御多分に漏れず議長のみにかかわらず議員各位においても、大変諸行事
の多い多忙な毎日であったと思います。
特に議長に対する出席案内で重複する行事などがあり、代理出席をお願いすることが多
かった事に対し、心より感謝申し上げます。
なお、主な内容報告であります。老人会関係による健康増進に対するスポーツが盛ん
で、ゲートボールやバードゴルフ、演芸会などの行事も自らの参加者が多く、楽しさを感じ
ることが出来ました。
また、「みなかみの歌」のCD盤が全国販売となり、歌手なつこさんを売り出すことが観

光地みなかみ町の知名度アップに繋がるという考えから、後援会を組織し、会議や有志による「なつことの集い忘年会」も実施されております。

次に、JAと農業従事者を中心に恒例の農業まつりが水上、新治、月夜野の各会場で行われ、特色のある農業まつりが行われました。

郡議長会関係では、高知県大月町並びに三原村、人口1800人の地域でございます、濁酒（どぶろく）特区指定を研修してまいりました。すでに、関係者には、一部報告済みであります。詳細な資料については、いつでも説明をさせていただきます。

また、議員研修会が11月4日～5日の2日間、川場村中野ビレッジにて開催され、講師の県環境政策課温暖化対策室長、根岸達也氏、いきいきクリニック院長、田中志子先生より公演を頂きました。

次に、県議長会関係では、国の「八ッ場ダム」建設中止を受けて、現地視察を行いました。参加議長、それぞれ複雑な意見も耳にまいりました。

また、11月11日には、全国議長会全国大会が東京NHKホールで開催され、全国の町村も合併により1000を切りました。資料等は、事務局に保管されておりますのでご覧下さい。

次に、国道120号線椎坂2号トンネル工事着工式並びに安全祈願祭が行われ、長年の願いが実現化される運びとなりました。

スキーシーズン到来に向けて今後、計画中の所もありますが、町内のスキー場オープンに向け安全祈願祭がすでに執行されている天神平スキー場、水上高原スキー場などに出席してまいりました。

この他に、町主催の体育祭や文化祭、秋季地域安全パレード、ポスターコンクール、冬季交通対策会議、伊奈町・みなかみ町宿泊ジョイントツアー町民号参加者意見交換等、各種行事に参加してまいりました。

また、地域の行事や文化活動等につきましても参加させて頂いております。

11月26日には、香川県まんのう町より議会建設経済常任委員会、12月3日には、福岡県うきは市久留米環境施設組合の行政視察を受け入れております。

また、12月7日には、町長及び関係議員とともに大沢県知事への表敬訪問を行い、町内中山間事業の県補助金についてのお願いをしてまいりました。

小野里県議会議員も同席いただいております。

なお、町長の計らいにより、県住宅供給公社の現状の事業内容など、渡部専務さん、企画開発グループ小泉部長さんより説明を聞くことが出来ました。

また、帰りに群馬テレビ新井社長さんにもお会いでき、みなかみ町の歌、なつこのテレビ出演に対するお願いなども行ってまいりました。

議長（傳田創司君） 以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（傳田創司君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成21年第10回(12月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第6号	水上橋の安全対策について	小日向600-4 小日向区長 角田 行雄	平成21年9月28日
		湯原720-1 湯原区長 鈴木 俊夫 河合 幸雄 鈴木 幸久	産業観光常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>町道小日向～湯原線の利根川に架かる水上橋は、地域住民にとって生活に欠かすことのできない橋です。</p> <p>小日向地区の小学生および中学生の通学路であり、湯原地区にあるスーパーへ買い物に行くお年寄りも多く渡ります。</p> <p>さらに、水上小唄に歌われているように、橋下の溪谷は水上峡と称され、多くの観光客が橋の上から、四季折々の溪谷美を愛でる場所でもあります。</p> <p>しかしながら、水上橋は昭和11年5月に架けられたもので、橋の欄干の高さが84cmしかなく、通学する児童生徒をはじめ、自転車に乗って渡る人にとっても非常に危険な状態です。</p> <p>ついては、早急に欄干のかさ上げを実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>水上橋を渡る歩行者の安全を確保するために、安全対策工事を実施して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 橋の欄干の高さを道路構造令及び防護柵の設置基準に定められている歩行者自転車用柵の基準1.1mにして下さい。 欄干に開いている窓から、小児が転落しないように、メッシュなどで封鎖して下さい。 安全が何よりですが、観光地であるので景観にマッチした構造にして下さい。 			

番号	請 願 件 名	請 願 人	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請 願 第 7 号	全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願	前橋市桶越町183-4	平成21年11月9日
		全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 小崎洋一郎ほか1人 原 澤 良 輝	厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>先の総選挙の結果は、国民の政治を変えて欲しいとの願いをあらわにしたものです。</p> <p>今までの大企業・金持ちが優遇、経済成長を優先し、国民生活に格差と貧困をもたらす政治・経済政策から、国民がゆとりを持って生活できる政治への転換を求めたのです。</p> <p>今までの政治は年金・医療・介護制度などの改正を行い、毎年2200億円の社会保障費を削減し、自己責任の名の下に国民の負担を増やし続けました。</p> <p>定率減税の廃止、老年者控除の廃止など、国民生活は苦しくなるばかりです。</p> <p>高齢者の生活は、年金の収入だけです。その実態は、無年金者が100万人を超え、国民年金だけの人が約900万人に上ります。その国民年金の平均月額が4万7千円に過ぎないので、これでは到底生活が出来ません。</p> <p>さらに現役労働者の間に広がる派遣・パートなどの不安定雇用の増加、正規労働者の低賃金などで保険料が納められない労働者が370万人にもなっており、その後も増え続けています。</p> <p>私たち年金者組合は、20年前の結成時から全額国庫負担による最低保障年金制度創設を主張してきました。今、その必要性が認められ、各方面でも最低保障年金制度の創設が主張されるようになりました。これらの中で、財源を消費税増税に求める主張があります。</p> <p>しかし、私たち年金者組合は、消費税増税でなく、ムダな公共事業を見直し、大企業・大金持ちに応分の負担を求め、軍事費を削減するなどで賄えると考えています。</p> <p>貴議会におかれましては、地域住民の生活とくらしの向上を考え、その実現のためにご努力をされるように願い、下記の請願を行います。</p> <p>【請願事項】</p> <p>全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設の意見書を政府に上げて下さい。</p>			

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第8号	後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願	前橋市桶越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 小崎洋一郎ほか1人	平成21年11月9日
		原澤良輝	厚生常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>先の総選挙の結果は、国民の政治を変えて欲しいとの願いをあらわにしたものです。</p> <p>今までの大企業・金持ちが優遇、経済成長を優先し、国民生活に格差と貧困をもたらす政治・経済政策から、国民がゆとりを持って生活できる政治への転換を求めたのです。</p> <p>今までの政治は年金・医療・介護制度などの改正を行い、毎年2200億円の社会保障費を削減し、自己責任の名の下に国民の負担を増やし続けました。</p> <p>定率減税の廃止、老年者控除の廃止など、国民生活は苦しくなるばかりです。</p> <p>後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の医療保険制度と別にするという世界でも例を見ない差別制度です。高齢者を世帯別の保健制度から一人ひとりの制度にするのです。</p> <p>このねらいは、高齢者の医療を制限しようとするものです。高齢者は病気になりやすくなっています。医療を制限しようというのは、年寄り早く死んでもらいます。」ということです。</p> <p>その上、高齢者の医療負担の一部を現役世代に負わせ、その負担も明示して、世代間の対立を生み出すような制度です。</p> <p>総選挙前に、4野党提出の後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で可決され、衆議院で継続審議になっています。総選挙後、政権を担う民主党は、マニフェストで廃止を掲げています。</p> <p>世界に類を見ないこの悪法に対して、300都道府県の医師会が「異議あり」の声を上げています。自治体議会では、655議会が中止・撤回の意見書を決議し、政府に提出しています。</p> <p>この制度を新制度が出来るまでと「延長」させれば、それだけ廃止が困難になります。</p> <p>速やかに廃止するしかありません。</p> <p>貴議会におかれましては、地域住民の生活と暮らしの向上を考え、その実現のためにご努力をされるように願い、下記の請願を行います。</p> <p>【請願事項】</p> <p>後期高齢者医療制度の即時廃止を政府に求める意見書を政府に上げて下さい。</p>		

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 9 号	新治小学校の通学児童安全確保 のための池ノ原三叉路より柳沼 三叉路の歩道整備について	みなかみ町新巻 1 5 4 新巻区長 宮 崎 達 雄	平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日
		阿部 賢一 林 喜美雄	産業観光常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>国道 1 7 号線今宿信号より池ノ原三叉路間と、柳沼三叉路より須川工業団地間は、町道が整備され、歩道が設置されています。</p> <p>しかし、中間の池ノ原三叉路から、柳沼三叉路の間、約 1 km については、現道のままで幅員も狭く、歩道も設置されておられません。</p> <p>大型車や観光バスの往来、及び毎日の通行車輛により、日々新治小学校に通う児童の安全が危険にさらされております。</p> <p>車同士の接触事故も起きておまして、歩行している子供は避けようがありません。このような実情を検証していただき、地権者のご理解を得て、早期に歩道整備をしていただけますよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>新治小学校の通学児童安全確保のために、池ノ原三叉路から柳沼三叉路間の歩道を整備して下さい。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請 願 第 10 号	現行保育制度の堅持・拡充と 保育・学童保育・子育て支援 予算の大幅増額を求める意見書 提出を求める請願	渋川市石原1609-1 群馬県保育問題連絡会 群馬保育センター 会長 吉武 徹 原 澤 良 輝	平成21年11月19日 厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、これまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待が高まっています。</p> <p>2006年以来、第165回臨時国会、第166回通常国会、第169回通常国会、第170回臨時国会において、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援策の拡充と予算の大幅増額を求める請願書」が、衆参両院で引き続いて採択されていることは、こうした国民の声の反映に他なりません。</p> <p>しかし、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議、社会保障審議会少子化対策特別部会などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き上げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容と逆行するものと言わざるを得ません。</p> <p>厚労省が提案した制度改革は、保育行政推進のために果たしてきた自治体の役割を不当に評価しており、こうした改革が進めば、子どもの福祉よりも経済効果が優先され、過度の競争が強まることとなります。保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により、子どもが受ける保育レベルにも地域格差が生じることになるでしょう。</p> <p>保育の実施責任を担う市町村が、地域の実情に応じて、保育・子育て視線施策拡充のための努力をすることは当然ですが、すべての自治体で旺盛な施策の前進をはかり、国全体として保育の維持向上を実現するためには、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、これを拡充すること、すなわち国家的な基準（最低基準）の底上げと、財政の後押しが必要不可欠です。</p> <p>真に少子化対策を進めるのであれば、国として、この分野における予算枠を大幅に改善することが急務といえます。つきましては、貴議会より、国に対して、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」を提出していただけるよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>国に対して、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」を提出して下さい。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請 願 第 11 号	米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める	前橋市富士見町小沢468-4	平成21年11月26日 産業観光常任委員会
		群馬県農民運動連合会 会長 井上 健太郎 原 澤 良 輝	
	<p>【請願趣旨】</p> <p>この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いてきましたが、今年春以降、大手スーパーを中心とした米の安売りの影響もあって、09年産がさらに下落する事態となっています。</p> <p>これは生産者に厳格な計画生産を強いる一方、流通は民間任せという米政策の結果です。</p> <p>同時に、私たちが一貫して主張してきたように、政府が備蓄古米を売却する一方、適正備蓄水準とする100万トンを維持してこなかったこと、さらに国内産の備蓄米の買い入れを拒否しながら膨大な在庫を抱えているミニマム・アクセス米の輸入を計画どおり実施していることが影響していると考えます。</p> <p>9月1日に入札を行ったミニマム・アクセス米は主食用であり、国内産米の需給のゆるみと米価下落に拍車を掛けていることは明らかです。</p> <p>今日の米価水準は、米の再生産を根本から破壊するものであり、その打開には一刻の猶予もない事態となっています。</p> <p>政府は、食料自給率の向上や担い手を育成するための一定の施策を打ち出していますが、米価を回復させることなくしては、あらゆる施策の成果は期待できません。</p> <p>以上の主旨から、下記事項について、政府・関係機関に意見書を提出して下さい。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生産費を償う米価に回復させ、安定を図る施策を実施すること。 2. 備蓄水準100万トンに不足する14万トンの買い入れを即時、実施すること。 また、世界的な食糧需給の逼迫を踏まえ、備蓄水準を大幅に引き上げること。 3. 必要のないミニマム・アクセス米の輸入を中止すること。 		

番号	請 願 件 名	請 願 人	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請 願 第 12 号	E P A ・ F T A 推 進 路 線 の 見 直 し を 求 め 、 日 米 F T A の 推 進 に 反 対 す る	前橋市富士見町小沢468-4	平成21年11月26日 産業観光常任委員会
		群馬県農民運動連合会 会長 井上 健太郎 原 澤 良 輝	
	<p>【請願趣旨】</p> <p>FAO（国連農業食糧機構）は、先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は今後、ますます深まる恐れがある」とする警告をしています。</p> <p>農水省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く、需要が逼迫した状態が継続する。食料価格は、2006年以前に比べて高い水準で、かつ上昇傾向で推移する」と分析しています。</p> <p>現に、昨年の大暴騰以降、一時、下落傾向にあった穀物の国際相場が再高騰の流れにあり、世界の食糧需給は依然として逼迫した状況にあります。</p> <p>こうした中で明らかなのは、これまでの輸入自由化万能論の立場では、深刻な世界の食糧問題は解決できず、それぞれの国が主要食糧の増産を図り、食料自給率を向上させる以外に打開できないということです。</p> <p>こういう事態は、農産物貿易の全面自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界の農業に押し付けたWTO農業協定路線の見直しを強く求めています。</p> <p>また、WTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるとEPA・FTA路線も同様に見直されなければなりません。</p> <p>前政権は、2010年に向けたEPA行程表を打ち出し、すでにメキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。</p> <p>また、新政権も日米FTA交渉の促進を打ち出しています。</p> <p>日豪、日米のEPA・FTAは、日本農業に壊滅的な打撃をもたらすことは明らかであり、到底容認できません。</p> <p>特に、日米FTAについて、政府は主要農産物を除外すると言いますが、相手国の狙いは農産物の関税を撤廃することであり、一旦、交渉が始まったら、取り返しのつかない事態を招くことが懸念されます。</p> <p>今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。</p> <p>以上の趣旨から、以下の事項についての意見書を政府関係機関に提出して下さい。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. これまでのEPA・FTA推進路線を見直すとともに、アメリカとのFTA交渉は行わないこと。</p>		

番号	請 願 件 名	請 願 人	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請 願 第 13 号	国民健康保険税の引き下げを 求める	みなかみ町師751-1 国保税を下げるみんなの会 代表 江口 健己 ほか賛同者1311人	平成21年11月26日
		原 澤 良 輝	産業観光常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>国民健康保険は、町民の生活安心の支えになっております。</p> <p>本町の国民健康保険税は、5月に道条例の改定が行われ、7月には各世帯に納税通知書が送付されました。通知を受けた町民は、値上げの大きさに驚いており、「税金が納められなくなる」「病院に行けなくなる」等の切実な声が寄せられております。</p> <p>この度は、国民健康保険税の引き下げをしていただきたく、賛同者の署名を添えて請願いたします。</p>			

番号	請 願 件 名	請 願 人	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
請 願 第 14 号	日本への核兵器持ち込みを認 めた「密約」の公表と廃棄を 求める意見書の採択を求める	沼田市恩田町20 穂苅清一事務所内 利根沼田平和委員会 会長 佐藤 卓三	平成21年11月30日
		穂 苅 清 一	総務文教常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>今、世界は、核兵器廃絶に向かって動き始めており、被爆国日本の役割は、ますます大きくなっています。</p> <p>我が国が国是としてきた「非核三原則」のうち、核兵器を「持ち込ませず」の原則が事実上「密約」によって守られていなかった事態が明らかになり、現内閣が調査を始めました。</p> <p>これまでの政府は、日米安全保障条約の運用のための「交換公文」に基づいて、「米軍装備における重要な変更」は、「事前協議」の対象となっているが、重要な変更に該当する核兵器の持ち込みについての事前協議がなかったので、これまで核兵器の持ち込みは一切無かったとしてきました。</p> <p>しかし実際に、安保改定時の藤山外相、マッカーサー大使の間で「討論記録」の形で「密約」がありました。それにしたがって、核兵器を搭載した艦船や航空機が港湾や空港に来ることは、</p>			

通過立ち寄りで、「持ち込み」ではないので事前協議はしないとされていたのです。

このことは、一部の首相や外相に知らされず、長年国民を欺いてきた許すべからざる事実です。密約の存在は、すでに元外務次官の田村良平氏が認めています。

貴議会が、核持ち込み「密約」の調査を急ぎ、即時公開と同時に「密約」を廃棄し、非核三原則を厳守することを求める地方自治法第99条による意見書を政府・関係機関に提出していただくようお願いいたします。

【請願事項】

非核三原則を厳守することを求める意見書を政府・関係機関に提出して下さい。

番号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 15 号	日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める	沼田市恩田町20 穂苺清一事務所内 利根沼田平和委員会 会長 佐藤卓三	平成21年11月30日
		穂苺清一	総務文教常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>在日米軍基地の存在する沖縄県をはじめ各地の自治体では、米兵による犯罪、交通事故等による住民被害は後を絶たず、殺人、傷害、婦女暴行の凶悪犯罪も繰り返されています。</p> <p>日米地位協定第17条では公務外の米兵犯罪の第一次裁判権は日本国が持つとされています。</p> <p>しかし、1953年9月、旧行政協定改定に際し、日米間に「密約」が交わされたことが確認されました。当時の日本代表の津田実氏の署名入りで「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外は、第一次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」という文章が、米国公文書館で公開されております。</p> <p>この内容は、日本の法務省の通達文書で出先に指示され、今日も受け継がれています。</p> <p>この結果、米兵の国内での刑法犯の不起訴率は、近年を取っても83%であり、犯罪が事実上、野放しに近いと言わねばなりません。この問題は、国の独立、主権に関わることです。</p> <p>政府は、この「密約」の存在を調査し、公表し、即時廃止すべきであります。</p> <p>貴議会が、住民の生命、財産、生活の安全を守る自治体の責務に基づき、地方自治法第99条による意見書を政府・関係機関に提出していただくようお願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書を政府関係機関に提出して下さい。</p>		

※ 今定例会における陳情文書の提出はありませんでした。

議 長（傳田創司君） 以上、所管の委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 議案第106号 町道路線の廃止について

議 長（傳田創司君） 日程第5、議案第106号、町道路線の廃止についてを議題といたします。
町長より提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第106号、町道路線の廃止について、ご説明申し上げます。
町道大穴19号線が、独立行政法人労働者健康福祉機構が管理しております水上荘敷地内に認定されております。該当者から、町道の認定を外して欲しいとの要望があったところでございます。

現地を確認したところ、水上荘の敷地内及び南側に隣接する民有地においても、道路としての形状をなしておらず、全く町道として機能していないものと判断されるので、同路線を廃止するものであります。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第106号について、質疑はありませんか。
8 番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 町道廃止の議案が出されました。

地元、大穴ですので様子は分かっております。ただお聞きしたいのは、皆さん、何も知らないと思いますので、幅員と全長がどうなっているのか、それと廃止した後の利用方法について、売却をするのかどうか、そこら辺を2点、よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。
（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 延長については、141.7メートルであります。

幅員は、概ね2メートル前後です。今、ちょっと資料の中に記載がされておられませんので申し訳ございません。

何れにしても、全長が141.7メートルであります。それと隣接しています民地については、国から赤道として、平成2年に払い下げを受けておりまして、これについても、現状、その場所については利用されていないということでもあります。

それと行政法人労働者健康福祉機構が保有しております水上荘の敷地内に赤道がありますが、これにつきましては、今後ですが、機構側と協議をしまして、占用もしくは払い下げの手続きを取っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第106号の質疑を終結いたします。
これより議案第106号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第106号の討論を終結いたします。
議案第106号、町道路線の廃止についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第107号 平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事 請負契約の締結について

議 長（傳田創司君） 日程第6、議案第107号、平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第107号、平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

ご存知のとおり、水上小学校の校舎につきましては、昭和54年1月に完成した校舎でありまして、築後30年が経過しております。新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前の建物でありまして、同校舎の構造耐震指標値（I S）は、0.54となっております。

これは文部科学省で定めた公立学校施設に係わる構造耐震指標地の目標値が0.7以上ということですが、これを下回った状況であります。

また、国土交通省が定めております構造耐震指標値によりまして、I S値が0.3～0.6未満の建物については、震度6強程度の地震で倒壊、又は崩壊する危険性があるとしています。

そこで、今年度耐震補強工事として実施することといたしまして、12月8日、町で定めました指名競争入札に基づいて入札実施したところであります。

その結果、本日ご提案申し上げます、須田建設株式会社、代表取締役須田高幸を相手方といたしまして、1億1235万円で契約したく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1 1 番（久保秀雄君） 議長、ちょっと休憩をお願いできますか。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

※ 暫時休憩中に、提案説明に関する確認がされた。

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 (傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第107号について、質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) 今、水上小の耐震補強工事について議案が出されました。

耐震補強することについては、やぶさかではありません。

しかしながら、入札の方法ですね、ご存知のように、今、全国では指名競争入札とか、あるいは随意契約とか、特定の業者に偏りがちな契約方法については改められつつあります。その点は、国においても、地方においても同じかと思えます。

私がかねてから、こういう問題については取り上げてまいりました。

そして、一般競争入札をすべきであるということで町長にも見解を求めて、一時、限定付きな、制限付きな一般競争入札を導入するというので、一旦始まった経過がありますけれども、またそれがなくなって指名競争入札というふうな動きになってきてしまっているわけで、今回の2件、同じく指名競争入札ということになっております。

なぜ、一般競争入札という形でもって、資格を持っている業者が、誰もが自由に参加して、本当に自由な競争ができる、そういう一般競争入札にすべきであるというふうに考えておりますけれども、なぜ、それが取れなくて、指名競争入札にしたのか、その理由をまず、お聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ただ今のご指摘でございますが、契約について一般競争入札を原則とするという国の基準があるということについては、重々承知しております。

また、この事については、今、穂苺議員の方からご指摘がありましたように、前町長の段階で町の方針ということについて、数次にわたり討議がなされたということも承知しております。

但し、今年度、あるいは昨年度から、やはり地域の活力を上げていく、また地域の実態をよく承知した業者が施工するというので、これもまた重要なことだと思っております。

この度、現在の経済状況が非常に悪い中で、地域に対する雇用の機会や地域における経済の回り、こういうものについて重視する必要があると判断したところでありまして、もちろん、今度、みなかみ町に精通している業者、8社を指名いたしまして競争入札をしていただいたところでありまして、

したがって、一般競争入札というのが、契約の大原則というのは承知しておりますけれども、町政というものを預かり、町の貴重な財源を使って、町の人々が使う施設を直していく、あるいは作り上げていくということを観点に考えまして、今回は指名競争入札をさせていただいたということでもあります。

議 長 (傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) 今、説明を聞きましたが、「今回は」ということでお話しがありましたので、今後は一般競争入札を導入できるような、そういった準備もしていただきたいと思います。

合わせてお聞きしますけれども、8社という事で出ました。その8社についてのそれぞれ

の入札価格、及び設計価格と予定価格があったはずと思います。それをお知らせ願いたいと思います。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） まず、8社でございますけれども、建設会社名、金額の順で申し上げます。

石坂建設株式会社が1億1550万円、木村建設株式会社が1億1392万5千円、須田建設株式会社が1億1235万円、増田建設株式会社が1億1466万円、泉土建株式会社が1億1340万円、関工務所株式会社が1億1518万5千円、角田建設工業株式会社が1億1508万円、沼田土建株式会社が1億1445万円の8社でございます。

予定価格については、税込みで、1億1571万円でございます。

落札額は、1億1235万円で、落札率としては97.1%であります。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 補正4号の時に耐震関連については、大規模改造工事ということが一緒になっていたと思うのですが、これが入っているのかということと、指名に関する委員会については、副町長が委員長になっていたと思うのですが、今回は指名に関する委員会の構成はどうなっているか教えて下さい。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 先程のご質問ですけれども、耐震補強と大規模改造を合わせて、耐震補強工事の中で既に見ておりますので、一緒に入っております。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 選定委員会の関係については、委員長である副町長が不在ですので、不在の場合は、総務課長が代理で委員長をやるということになっておりますので、私が代理の委員長で委員会をさせていただきました。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第107号の質疑を終結いたします。

これより議案第107号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） みなかみ町立小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について、反対討論をいたします。

反対の理由は、水上小学校の耐震補強工事並びに大幅な改造工事について、内容については反対するものではありませんけれども、工事の条件や内容についても、条件付き一般競争入札を採用すべきだというふうなことで該当するのではないかと思います。

それでやはり入札については一般競争入札が原則というふうなことがあります。

町としても条件付き一般競争入札を採用すべきであると申し上げて、反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第107号の討論を終結いたします。

議案第107号、平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第107号、平成21年度みなかみ町立水上小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第108号 平成21年度みなかみ町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結について

議 長(傳田創司君) 日程第7、議案第108号、平成21年度みなかみ町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第108号、平成21年度みなかみ町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

新治中学校体育館につきましては、昭和43年1月に完成した建物であり、築後41年が経過しております。

先程もご説明しましたが、新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前の建物でありますので、同体育館の構造耐震指標値(IS値)については、0.10ということで、文部科学省の目標値0.7以上を大きく下回っております。

因みに国土交通省が定める構造耐震指標値によりますと、IS値が0.3未満の建物については、震度6程度の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いとしております。

この事により、今年度、耐震補強工事として実施することにいたしてありまして、12月8日に町で定めた基準に基づき、指名競争入札を実施したところであります。

その結果、泉土建株式会社、代表取締役腰越克彦が1億2390万円で契約いたしたいということで、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第108号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) ダブリますけれども、なぜ、条件付き一般競争入札を採用しなかったのかを教えてください。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) 先程の答弁と全く同様でございますが、あえて申し上げますと、原則一般

競争入札というのが国の段階、非常にスケールの大きい段階ではその通りだろう思っておりますけれども、その後、一般競争入札がいろいろ実施されまして、その中で問題点、あるいはどういう時に条件付き一般競争入札をするのかということも議論が重なってきております。

その中で、先程の答えと全く同じでありますけれども、「今回の入札」という所を大変に強調して受け取られたようではございますけれども、町政を執行するということに当たりましては、指名競争入札という方法も十分使っていく必要があると考えているところであります。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

2 番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） 新治中の校耐震補強工事の工期がいつまでか、教えて下さい。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 体育館の耐震補強工事の工期については、基本としては、今年度末までを目標に考えております。

但し、子供さんの利用など、先生方と体育授業、部活などの競技もありますので、若干ずれ込む恐れはあるかと思いますが、出来る限り今年度中に仕上げていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

2 番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） 今年度と言うと、3月31日までと解釈をさせていただきますけれども、卒業式は期間中の体育館で執行するということですか。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） その辺は、学校の先生方と協議をしております、卒業式については湯宿の改善センターを借りて、行いたいと考えております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

2 番阿部賢一君。

2 番（阿部賢一君） これは質疑ではなく、お願いなのですが、新治中学校の校舎も大変に耐震補強をしていただき、今度は体育館ということでもありますけれども、何れにせよ、現場の先生方、そして生徒が平素使っている教育施設です。

安全対策には、工期を優先することなく、安全対策を最優先で工事を執り行っていただきたい、これを切にお願いしておきます。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） これまでも耐震補強工事については、安全第一で我々手がけてきておりますので、阿部議員が言われることは肝に銘じて実施していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 今回の体育館の耐震補強工事の内訳のことについて、お聞きしたいのと、それと工法について、前回の校舎の補強工事の際は特別な工法が使われていますが、町長が今言われたように地域の人に仕事をさせていただくということになれば、特別な工法以外

の工法を検討されたかどうかについて、お聞きしたいのですけれども。

議長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) まず、体育館耐震補強工事の工法については、今の体育館をそのまま使いますので、骨組みを残して使って、耐震補強を掛けていきます。

耐震補強の仕方については、建物の中にバッテンが出てくるような工法であります。

ですから、一般的な地元の業者さんも参加していただいたり、なるべくそういう地元業者さんの協力をいただきながら、工事を進めていきたいと考えております。

そのためにも、特定建設業許可を持っている業者さんで選定をさせていただいております。あと1点の工事の内訳については、今数字を持ち合わせておりませんので後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 特定建設業ということで、前回もお話したのですが、特定建設業自体は、下請けに出す金額によって必要になるわけですから、今回、指名業者さんを聞いたところ、沼田、片品、昭和村、あとは地元だと思っておりますけれども、地元の業者さんならば、おそらく新治にもいるので、その新治の業者さんが、前回も言いましたけれども、入れるような工夫をしてもらうのが、本当の意味で地域の企業を使うという方向になると思っておりますので、その辺について、お考えを聞かせて下さい。

議長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 今、新治の業者さんということを言われましたけれども、建築の方で対応できる特定を持っている業者さんはいないというふうに、そういう見解で、みなかみ町にいる特定業者さんは、すべて入れていると考えております。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町長(岸 良昌君) 今の前田議員のご指摘でございますが、実は私、建築土木業については、もちろん総ての工事を自分の受注した会社が、1から100までやるという構造にはなっていないと理解しております。

すなわち建築土木業については、重層構造、つまり各分野に応じて、工種ごとに下請け業者、1次下請け、2次下請けという構造でやって行くと、必ずしも下請け業者が、元請け業社よりも企業規模が大きいとか小さいとかという事は限らないというふうに思っております。

したがって、地域に密着し、地域のことが分かっている方にやってもらいたいという事については、町の段階でお答えしたところでありますし、さらに前田議員の言われる、町の中でも地域ごとにあるだろうという点でありますけれども、それについてどれだけ配慮すべきかということについては、まさに町民の代表であります議員の皆さん方と今後、考え方を摺り合わせていきたいと思っておりますけれども、いわゆる契約相手が出来る限り地域を承知している町内の業者さんをお願いしたいという気持ちがありますが、それ以降の地区ごとの問題、あるいは特定の場所などについては、その施工の中で十分、地域の状況であるとか、工種ごとの特徴などについてはカバー出来るものだと理解しております。

何れにしても、今後、その辺の考え方について、さらに議員の皆さん方のご意見があれ

ば、摺り合わせていきたいと考えているところであります。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） そういう考え方をお願いしたいのですが、例えば、今言われている中で、県でも今行っていますが、鉄骨だとか、そのサブコンの方に振り分けていくという形にすれば、少なくとも鉄骨をやっている業者さん、電気をやっている業者さん、管をやっている業者さんということで、振り分けられて契約凍結の金額は下がるはずですが。

逆に言えば、材料等も購入を自社でやっていたら、特定検査事業の許可は要らないはずですから、もう少し小さな会社にも、そういうチャンスをいただけるような配慮をしていただきたいということで質問させていただきました。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今のご質問の論旨は十分、理解できました。

なお、今のご要望を最も大きく仕分けすると、なるべく分割発注するという形になろうかと思えますけれども、これは全体工期の問題だとか、施工管理の問題、そして町の発注側がどこまでカバーできるかという問題もありますので、出来る限りその分野ごとの分割発注が出来るような努力は今後ともしていきたいと思っております。是非、ご理解下さい。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

3 番林一彦君。

3 番（林 一彦君） 新治中学校の体育館の工事中の授業、部活など、どういった対処をしているのか、そして、もし違う所をお借りするというのであれば、移動手段、方法などをどう考えているのか、教えて下さい。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 授業や部活については、今、先生と摺り合わせをしておりますけれども、他の体育館ということで、新治小学校の校長先生ともお話をさせていただいております。

授業については、新治小学校の体育館を借りるという場面も出てくると思います。

また、B & Gの体育館、これは優先的に教育委員会で新治中学校の子供さんのために押さえてございます。部活についても、B & G体育館、新治小学校の体育館なども使えるように考えております。

また、種目によっては、湯宿の改善センターも使用できるように考えておりますので、皆さんに不便を与えないように頑張っていきたいと考えております。

それから、移動方法については、一応、スクールバス対応を考えております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

20 番本多秀律君。

20 番（本多秀律君） 先程来、町長が出来るだけ町内業者を優先的という話がありました。

私もその通りだと思うのです。前の町長さんの時にも、その話をさせていただきました。

そういう中におきまして、今は行政の実績というのがネットでも随分検索して数値が出ます。どういう業者が、どういうふうにしたかも総て分かるわけです。こういう世の中にあるわけですが、そういう中におきまして、やはり特定業社がどうしても、発注に偏りがちになっています、そういう中においても、町内であっても、そういうことがあります。

今、指名された現業者さんも、どちらかという、そういう1番、2番に発注を結果的

に出ていたという事実がございます。

ですから、町長が仰ることは非常によく分かるのですが、なかなかやはり入札ですから、入っていけば談合だとか、いろんな話があるので難しい部分があるのだと思うのですが、今言った選定委員長が総務課長ということで、今あるわけですから、ややもするとそういうふうに見かねない部分がありますので、ぜひとも本当に、本質的に町長が仰るような主旨で、やはり町内業者が出来るだけ、まあ技術だ、スタッフだといろいろな面がありますから、なかなか一辺倒に行かないのだと思いますが、出来るだけそういったAランクなら、Aランクの業者さんが受注されてないということが明らかに分かるわけですから、そこら辺も範疇の中でご配慮できればと思いますので、今後ともそういう方針でお願いしたいと思えます。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 先程の107号と108号、何れも前田議員からもご指摘がありましたように特定建設業の資格を持っている、出来る限り町内業者という考えを取りましたので、資格を持っている町内業者は総て指名の対象といたしました。

今、本多議員がご指摘の点は、それ以外の小規模のものであるとか、今申し上げたような条件の付いていないときになるべく受注が公平にという結果も、まあ結果をにらみながらどう指名するのかというのは難しいのですけれども、そういう主旨であったと思えます。ご指摘の点はよく分かりましたし、今回のこの2議案については、特定建設業という縛りが掛かっていますので若干違う要因で指名業者が決まっております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 先程の関係も絡みますが、今、本多議員が質問した中のことにも関してですが、今回、この落札業社、泉土建株式会社になりますが、今までは承知のように、指名、いわゆる業者を選定する委員会が、委員長が腰越副町長であったわけです。

泉土建は承知のように、その副町長と親族関係にある、そういう企業であったわけで、そういう関係は断ち切るべきであるということで、私がかねがね言ってまいりました。

すでに市町村においては、そういう関係を持つ業者については指名も一般競争入札にも参加させない、そういう仕組みを作っている市町村もあるぐらいです。

それで、聞きますと、先程、今回は総務の方で担当してやったということでありますので、今後、そのことについて、どのような考えでいわゆる審査委員会を構成しようとしているのか、今現在の審査委員会のメンバーと人数も教えていただきたいと思えます。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） ただ今の穂苺議員のご指摘につきましては、以前の本会議の場で前町長が答弁されていると承知しております。その時の論旨は、まさに今ご指摘のありました泉土建との役員等を前副町長がやっているわけではないというのが答弁の骨子であったらうと私も理解しております。

つまり、その時点においても、全く問題ないという答弁であったと思えますし、今回についてはご存知のとおり、泉土建と総務課長と何ら血縁関係があるわけでもございません。

今のご指摘からもさらに離れていると思えます。それと次にご指摘の総務課長がなぜ指名委員会をやっているのかということについては、今まで副町長が指名委員会の委員長ということでございましたけれども、まだ私の方で議会に対して、副町長のご提案をしていないという点がありまして、なぜだと言われれば、いろいろと考えている所で、まだ私の

方で副町長をどなたにという同意を議会の方に求めるという段階まで至っていないということに尽きるかと思えます。

今、直接のご質問に答えているかどうか分かりませんが、今後どうするのかということについては、副町長の職務代理という言い方をすると失礼かとは思いますが、何れにしても総務課長に私を手伝ってもらって、庁内すべての業務を補佐してもらっているということですので、当面の間、また次に業者選定委員会などがあれば、今の体制でやってもらおうと思っております。

指名委員会のメンバーについては、総務課長から答弁いたさせます。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 選定委員会の構成について、説明させていただきます。

各課長が担当しておりますが、総合政策課長、農政課長、地域整備課長、教育課長、生活環境課長、水上支所長、新治支所長、総務課長と副町長ということになっております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 今回の予定価格と指名業者と、入札価格を教えてください。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） まず、業者名であります。

石坂建設株式会社、木村建設株式会社、須田建設株式会社、増田建設株式会社、泉土建設株式会社、関工務所株式会社、角田建設工業株式会社、萬屋建設株式会社の8社でございます。

それでは予定価格であります、1億2726万円です。

次に、業者ごとに落札金額を申し上げます。

石坂建設株式会社が1億2967万5千円、木村建設株式会社が1億3125万円、須田建設株式会社が1億2600万円、増田建設株式会社が1億3125万円、泉土建設株式会社1億2390万円、関工務所株式会社1億3230万円、角田建設工業株式会社1億3440万円、萬屋建設株式会社1億2915万円、落札率は97.4%でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 先程、町長の答弁の中で出ておりましたけれども、こういう場合のですね、1次、2次の下請けもあってもいいような発言もありましたけれども、本来であるとあまりそれを重ねるといことは、いわゆる途中でのピンハネということにもなりかねないわけで、今回の場合には全体的な建設工事ではないので、耐震ということに限定されてしまうわけですが、本来であるならば、こういう建設の請負工事については分離発注を、先程、前田議員からも若干出ましたけれども、小さい業者、専門の業者、特に地元のですね、そういう人たちが参入できるような、職種によっては、例えば、具体的に言いますと観光地なり、電気工事なりというふうな分離発注がされることによって、かなり経費も削減できると、そういうこともあり得るので、そういう点について、今後どう考えるかという点が一つ。

それと、その落札率、両方とも見ますと、97%、若干ですね。

それで、まあ95%をもう超えていけば、あるいは90%以上を超えていけば、談合の

疑いがあるということで弁護士会あたりもですね、そういう指摘もされているわけなので、そういう点では先程来言いましたように、一般競争入札にすべきではありますが、この点で軽減する、いわゆる談合がなければ、もっと90%以下になることは可能性はあるのですよね。

それで極端にいわゆる廉価でもって入札することによって、かえって地域経済が疲弊してしまうというような場面にもぶつかっている自治体も多少はあります。

本のごく僅かですけれどもね、ですけれども、そういうふうな事態よりもむしろ、いかに公共の工事であれ、こういう建設工事について一番金額が動く、町の予算としてはですね、一番動く部分ですから、そういう点では健全な正しいやり方で今後のこういった請負工事については対応していってもらいたい訳なので、その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 分離発注につきましては、各業者育成の観点から出来る限り努めてまいりたいと、先程申し上げたとおりでございます。

但し、その時に全体調整であるとか、工期であるとか、あるいは実際に中学生が使用している場所でやるということもありますので、工期の問題であるとか、総合調整の問題もありますので、分離発注が出来たのか、出来ないのかということもありますけれども、これはそういうことだと思っております。

分離発注は、今後とも努力していきたいと思いますが、工期や条件に左右されると思います。なお、今、お話しの点で分離発注の方が経費が安いということについては明確に違うと答弁させていただきます。

つまり工事規模が小さくなればなるほど、いわゆる一般管理率が高くなりますので、工事を個別に発注すれば発注するほど、トータルとしては額は僅かながら上がるというのが私の認識でございます。

しかし、そのところは、今ご指摘のあった主旨、目的から言って分離発注を出来る限りやって行くということでございます。

さて、その次でございます。

全国で95%、90%での落札率は談合だと言っている方がいらっしゃるというのは、重々承知しております。

但し、私も元々技術屋でございます。自分の設計金額を書いたものを、上司がそれを歩切りして予定価格を作ることについては非常な憤りを持っておりました。

つまり、この工事はいくらで出来るのかということを技術力を駆使して積み上げた額が、設計価格です。設計価格と予定価格は違っております。先程の話で設計価格は公表しないということで、予定価格だけ答弁しております。

今回、予定価格を私が作らせていただきました。どの数字で書いたかということは申し上げませんが、先程申し上げたのが、私の基本的な考え方です。

そのときに何かと言いますと、この額で出来るのだということをきちんと技術的に検討して、積み上げた額です。100%で落札していただくのが一番正しい工事だというふうには私は思っております。

したがって、95%以上は談合であるというご指摘というのはおかしいと思っております。全国的にそういう事例があるので、全国の方がそう思っているということであれば、それはそれであろうかと思っておりますけれども、私はそうではないと思っております。

したがって、先程、ご答弁申し上げました実績として、97%、すなわち3%について企業が努力してやっけて行こうということで落札された、そして今契約をお願いしているということでございますので、今私の以上のとおりでございます、この事について、97%だから談合があったのではないかというご指摘はおかしいと、明確に答弁させていただきます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） ご答弁の中で若干、私と意見が違う点がありますけれども、それはそれで町長のお考えは分かりました。

ただ、私は過去においての余所の地域におけるこういう問題についての取り組みをしたいろいろな自治体も一応は学んできております。

一番、はっきりした数字として出された所というのは、承知のようにかつて長野県の田中知事が誕生した時点ですね。

今までが皆95%以上のところだったわけですが、公約どおりに、いわゆるマニフェストどおりに入札については一般競争入札にしたりして、改善をする中で、90%以下、80、70%台での工事が進んできたのが現実であります。

そういう中で福祉に対する予算をそちらにかなり振り向けることも出来まして、長野県においては、そういう点では非常に福祉の充実した県になったと、私は本人の田中さんから聞いております。

そういう点で、町長の考えはお考えで、それはそれで一理あるかと思っておりますけれども、私はそういう面だけではなくて、広くものを考えてやっけて行きたいと思っておりますし、そういう点を願うわけです。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第108号の質疑を終結いたします。

これより議案第108号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7 番原澤良輝君。

（7 番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結について、反対討論を行います。

体育館の耐震工事そのものについては反対するものではありませんけれども、工事の内容や条件についても条件付き一般競争入札を採用すべきであるという事を申し上げて反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

2 番阿部賢一君。

（2 番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 議案第108号、平成21年度みなかみ町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結について、賛成討論をいたします。

先程来、縷々入札について質疑がありました。私はこの町の財務規則に則り、その執行は適正に執り行われていると確信しております。

また、今回の耐震補強工事は次の世代を担う子供たちが安心して安全に教育を受けるため

の予算執行であります。

それはここ何年か、それぞれの教育施設の安全対策をしていただいているということで、皆様ご承知のことと思います。

そして、そこに預けている保護者も極めて安全を感じる予算の執行だということでご理解をいただき、第108号議案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第108号の討論を終結いたします。
議案第108号、平成21年度みなかみ町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。
よって、議案第108号、平成21年度みなかみ町立新治中学校体育館耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時25分より再開いたします。
（10時08分 休憩）

（10時25分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言申し出

議 長（傳田創司君） 議題に入る前に、先程、前田善成議員より質問のありました件につきまして、教育課長より答弁の申し出がありますので、これを許可いたします。
教育課長青木寿君。
（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 先程、前田議員からのご質問で、新治中学校の耐震補強工事の工事内容などの構成を教えてくださいということであったと思います。

まず、仮設工事ということで足場、解体工事については11.7%くらいを見込んでおります。

本体工事で耐震補強工事、これは耐震補強に伴う鉄骨や外壁などを含めて、74.1%くらいを見込んでおります。

それから電気設備工事、これは新治中学校の証明については下りて来ない物で足場を組んで電球を替えておりますけれども、これが可動式で下りてくるような電球に替えるということで11.8%くらいを見込んでおります。

それから、機械設備ということで水道関係などを含めて、2.4%くらいを見込んでおまして、そのような形で工事を見込んでおります。

日程第8 議案第109号 みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） それでは議事を進行いたします。

日程第8、議案第109号、みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第109号、みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

個人情報保護条例は、情報公開条例と表裏一体の制度となっております。

不服申し立てに関する審議や情報公開審査会及び個人情報保護審査会の専門性及び効率性を考慮しまして、両審議会委員につきましても、同じ委員の方をお願いしているという現状であります。

但し、任期の定めが当初から異なっておりまして不都合が生じてきているところであります。今回、国や他自治体の状況なども勘案いたしまして、個人情報保護審査委員の任期を「2年」から「3年」とし、両審議会委員の任期が同様になるように改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第109号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 任期が2年で不都合というのは、理由がちょっと分からなかったのですが、その点について、お願いします。

議長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 現在、両審議会の委員、現実的には4名の方をお願いをしているわけですが、それぞれの審議会ごとに任期の来る時期が違うということになりますので、つまり片方が2年で、片方が3年サイクルですから、どうしても、たまに合うことはありますけれども、任期がずれるということでもあります。

そういうことがございますので、2年に合わせるのと、3年に合わせるのとあるわけですが、その辺については国であるとか、他の自治体の様子を見まして、この2年を3年に改めるということで任期を合わせようとするものでございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第109号の質疑を終結いたします。

これより議案第109号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第109号の討論を終結いたします。

議案第109号、みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号、みなかみ町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第110号 公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第9、議案第110号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第110号について、ご説明申し上げます。

現在、農業共済事業については、利根沼田広域組合で行っているところでございます。

平成22年4月1日から、群馬県下の14組合等と連合会が統合されまして、「群馬県農業共済組合」という公益的法人が設立され、そこで農業共済業務が行われるということになります。

このため、現在、一部事務組合である広域組合に職員を派遣しているところでありますが、来年度からは公益的法人である「群馬県農業共済組合」への派遣をするということになります。したがって、その根拠となる本条例の改正が必要となってまいりました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第110号について、質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 派遣する場合の団体間の取り決めというのがあると思うのですが、それはどうするのかというのと、現在、3つの団体に派遣していますが、その人数と機関と今回派遣しようとしている共済組合の人数と機関を教えてください。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 基本的には基本協定を結んで、派遣をして行きたいということになっております。

それと現在の派遣状況ということですが、職員の派遣等に関する条例に基づいて派遣している者については、現在、みなかみ町土地開発公社に職員を1名派遣してございますが、それだけでございます。

それから、農業共済の職員の派遣が何名になるかということですが、現在、農業共済の派遣の方から3名の派遣要請をされております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第110号の質疑を終結いたします。
これより議案第110号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第110号の討論を終結いたします。
議案第110号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、公益的法人等へのみなかみ町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第111号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第10、議案第111号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
町長より、提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第111号について、ご説明申し上げます。

指定管理者制度の導入に伴いまして、都市公園条例につきましては、指定管理者による管理が可能となるようにということで、平成19年1月30日開催の第1回みなかみ町議会臨時会において一部改正を行っていただいたところであります。

今回の改正につきましては、条例第20条に定められております公園の利用料金を上限といたしまして、指定管理者が町の承認を受け利用料金を定めることができるように改正を行うものであります。

これは効率的な運用を行うと同時に、利用者へのサービス向上を図るという観点から改正をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第111号について、質疑はありますか。
7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 指定管理者を決めると、その指定管理者が町長と相談しながら、利用料を決められるということなのですから、20条では、町長は使用料の一部、または全部を免除することが出来るということが書いてありますが、22条の方でこれを適用する場合について、町長を指定管理者と、それと使用料を利用料というふうに読み替えるというふうに書いてありますけれども、これ自体は矛盾をしないのかどうかということなのです。

けれども。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。
（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 矛盾はしないと考えております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 町長は、一部または全部を免除できるという事と、町長を指定管理者に読み替えるということになりますと、指定管理者がその料金の範囲内で良ければいいのですけれども、全部を免除するという事になれば、その範囲内という事とはまた違うのではないかという気がするのですが、どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。
（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 一応、上限を定めておりますので、それで町長に承認をいただくという事で考えておりますので、それに読み替えさせていただきたいと思っています。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 相談する町長が、読み替えられて指定管理者になって矛盾をしないのですか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。
（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 減免をする場合は、町民が減免をすることであって、また他の町外の方であっても、利用によっては青少年団体であるとか、障害者団体とかが利用する場合がありますので、それらについては減免申請を出していただきますので、それで減額なり、上限の範囲内で、0円になる可能性もありますけれども、上限の範囲内で承認をするということでございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第111号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第111号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第112号 指定管理者の指定について（みなかみ町寺間運動公園）

議長（傳田創司君） 日程第11、議案第112号、指定管理者の指定（みなかみ町寺間運動公園）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 第112号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町寺間運動公園は、都市公園法に基づく都市公園で、面積は19.84ヘクタール、サッカー場、野球場、アスレチック、林間遊歩道と駐車場や修景施設等で構成されております。

現在、直営にて管理運営を行っておりますが、公園施設の効率的な貸出し、公園全体の管理運営の面から判断しまして、寺間地区でノルンスキー場を経営しております「群馬スノーアライアンス株式会社」を指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、指定期間は、平成22年1月1日から、平成26年3月31日までの4年3ヶ月を考えております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第112号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 指定管理者を群馬スノーアライアンス株式会社として選定した理由と、4年3ヶ月とした理由を教えてください。

それから指定管理料というのは払うのでしょうか、どうでしょうか。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 指定の理由なのですが、寺間運動公園については、ノルンスキー場に隣接しており、野球場、また天然芝のサッカー場、アスレチック広場などがあるわけですが、年間利用者は20年度実績で2960人となっております。

当該の場所につきまして、冬期間の積雪や供用開始以来、25年経っているということから、芝などの劣化が本当に甚だしく、21年度に補修などを実施しております。

ノルンスキー場は第3セクターでありましたが、水上リゾート開発により、冬期間の運営がなされておりましたが、平成18年より、群馬スノーアライアンスが経営を開始しております。

そのアライアンスとしまして、独自のいろいろな企画をしまして、水仙の植栽、また観賞会、各種イベントなどを通年の集客に努めている会社でございます。

スノーアライアンス自体がスキー場の経営で自らスキー場に行くまでの道路の除草作業やゴミ拾いなど、ボランティア活動を実施していただいている団体でありまして、寺間運動公園の指定管理者として業務を行うことにより、施設利用率の向上、また相乗効果などが期待されますので、施設の一元管理が可能な会社であると考えております。

それと指定期間の関係なのですが、寺間運動公園は、当然のことながら、冬期が使用できません。

しかしながら、4月から指定管理を受けるとなると、それからピーアールをしていくこ

とになりますので、今の冬期間のうちに、スキー場を経営しているうちに、全国的にスキー場と経営しているスノーアライアンスのピーアール活動をして行きたいということで1月1日より4年3ヶ月を指定管理にしていきたいということです。

それと指定管理料については、現在、町で人件費は除いて、43万円くらいかかっておりまして、その指定管理料については40万円前後のものを指定管理料として支払っていきたくて考えております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) 確か寺間運動公園の中にヘリポートがあったかと思うのですが、今まで、よく県警のヘリコプターが来て訓練をしていたかと思うのですが、そのヘリコプターとの関わりで、ヘリポートの使い方と言いますか、それも含めて、スノーアライアンスに行くのかどうか。

それともう一つは、今、地域整備課長の答弁では、年間43万円程度の管理費が掛かっているのだということでありまして、去年の利用実績がどれくらい上がっているのか、それと来年、指定管理をするときに、だいぶ施設が老朽化をしているかと想定されるかと思いますが、この時に整備をして渡すのか、その整備の関わりについて、当局側で何か考え方があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) ヘリポートについては、まだ協議をしておりません。

今後、協議をして、その部分については除くか、その辺を検討していきたいと思っております。

それと昨年の実績なわけですけれども、20年度実績で先程2960人と申し上げましたが、訂正させていただきまして、20年度延べで3365人という事でございます。すみません。

それと利用料金の20年度実績については、総収入が41万4750円ございました。

それと整備の関係なわけですけれども、非常にゲートボール場とか荒れている部分もありまして、今年度につきましては臨時雇用等を活用して、ある程度にしたわけですけれども、それらについては多少手を入れないと利用できないかと思っております。

大規模な補修などを行う予定はないのですが、多少なりとも手を入れていきたいと考えております。

議 長(傳田創司君) 11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) 以前は、今のようにスキー客が少ないということではなくて、大変にノルンスキー場にも多くのお客さんが来ていたかと思っております。

その時には駐車場が不足をしていて、町の駐車場を貸していたという状況もあったかと思うのですが、大変にスキー客が減ってくる中で大変な経営をしているのかなと思っておりますけれども、その辺で言うと、駐車場が冬の間に行けば、この41万円某かの収入に対して、いくらかの駐車場料金というのが見込めるのかどうかと、そのときに指定管理料40万円前後を考えて行きたいということでありまして、その辺の関わりについて、どんな検討がなされているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

議 長(傳田創司君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 駐車場料金については、まだ聞いてはいませんが、多分、無料でやっ

ていくと思います。そうでないとやはりスキー場の利用が図れないのではないかと考えております。また、上の方の寺間運動公園の一部については駐車場として利用するのではないかと考えております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第112号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第112号、指定管理者の指定（みなかみ町寺間運動公園）については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号、指定管理者の指定（みなかみ町寺間運動公園）については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

- 日程第12**
- 議案第113号** 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について
 - 議案第114号** 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第115号** 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第116号** 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第117号** 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第118号** 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第119号** 平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第120号** 平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第121号** 平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について

議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第113号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第121号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上9件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第113号から、議案第121号まで一括してご説明申し上げます。

最初に**議案第113号**についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8154万3千円を追加し、歳入歳出の総額を162億8495599千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳ですが、地方交付税7365万9千円の増額は、普通地方交付税であります。

使用料及び手数料206万7千円の増額は、資源リサイクルセンター使用料の増額が主なものであります。

国庫支出金2146万4千円の減額は、次世代育成支援対策交付金3849万5千円と、子育て応援特別手当交付金1692万円の減額が主なものであります。

県支出金9730万8千円の増額は、保育所等緊急整備事業補助金7268万3千円、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金644万円、緊急雇用創出事業補助金1940万円の増額が主なものであります。

繰入金1247万8千円の減額は、教育環境整備基金繰入金2000万円の減額が主なものです。

町債4150万円の増額は、土木債及び民生債の合併特例債が主なものであります。歳出の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費3877万4千円の増額は、ユビキタス観光ポータルサイト構築委託事業が主なものです。

なお、この事業は町がシステムを構築しますが、運営は観光協会が当たる事になっております。

3款民生費では、1項社会福祉費575万2千円の増額は、措置費の減額に伴う利根沼田広域老人ホーム管理負担金と、介護保険特別会計に対する繰出金が主なものです。

2項児童福祉費247万円の減額は、政権交代により執行停止になった、子育て応援特別手当の減額が主なものです。

4款衛生費では、1項保健衛生費7000万円の増額は、国保会計において医療費の増加が見込まれるため、法定外の繰出金を措置したものです。

3項水道費370万の増額は、簡易水道特別会計に対する繰出金です。

6款農林水産業費では、1項農業費1695万4千円の増額は、農林漁村活性化プロジェクト支援交付金事業750万円が主なものです。

7款商工費では、2項観光費2339万円の増額は、スキー場に対するアクセスサポートと外国人誘客促進のインバウンド関連の緊急雇用対策事業1940万円が主なものであります。

8款土木費では、2項道路橋梁費3000万円の増額は、老朽化した水上橋の補修工事であります。利根川に架かる水上橋は、湯原地区と小日向地区を結ぶ、地域住民の生活に欠かすことのできない橋であります。老朽化が著しく欄干も低いため、安全対策について、湯原・小日向の両区長から請願を頂いていたところでもあります。

この間、適切な補助事業等で事業化することを検討してきましたが、なかなか適切なものがなかったのですが、この度、地域活力基盤創造交付金事業により実施できる見込みがありますので、予算計上したものであります。

また、4項都市計画費3360万5千円の増額は、企業誘致に関連する悪戸矢瀬線の増額と、矢瀬蟹杵地区の区画整理組合に対する助成金の増額であります。

10款教育費では、4項高等学校費4734万1千円の減額は、本年度分の地方交付税が決定した事に伴う、利根沼田学校組合負担金の減額であります。

11款災害復旧費524万9千円の増額は、8月の大雨による農林水産施設の災害復旧費の追加工事分でございます。以上が一般会計の概要であります。

次に**議案第114号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2701万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億2842万6千円とするものであります。

歳入補正については、2款国庫支出金1億9673万5千円の減額は前期高齢者交付金の増額に伴い国庫負担分が控除されたことによるものです。

3款療養給付費交付金2781万4千円の増額は、過年度分の追加交付による増額であります。

4款前期高齢者交付金2億3770万4千円の増額は、交付額の決定によるものであります。

8款繰入金1億3999万9千円の増額は、インフルエンザの流感大流行が今後予測されることから医療費の増加に対応するため、一般会計から7000万円、基金から6999万9千円を財源措置するものであります。

9款繰越金1823万円の増額は、決算剰余金であります。

歳出補正ですが、2款保険給付費1億4185万4千円の増額は、主にインフルエンザの流行などにより医療費の増加が見込まれるため、一般療養給付費の年間給付推計額の8%増を見込みまして措置したものであります。

3款後期高齢者支援金6942万6千円、5款老人保健拠出金131万円、6款介護納付金95万円の増額は、拠出額の決定によるものであります。

次に**議案第115号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1063万9千円とするものであります。

歳入補正については、1款支払基金交付金158万9千円と、3款県支出金11万円の減額は、いずれも交付決定によるものであります。

5款繰越金752万9千円の増額は、前年度繰越金の精算によるものであります。

歳出補正については、2款医療諸費170万円の減額は医療給付費の減少によるものです。4款諸支出金753万円の増額は、平成20年度の剰余金を精算して、一般会計へ返還するための予算措置であります。

次に**議案第116号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1793万8千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳は、4款国庫支出金2092万6千円の増額は、5款支払基金交付金330万円の増額及び6款県支出金166万6千円の増額は、給付費の増額に伴う法定負担分と調整交付金負担率の決定によるものであります。

9款繰入金1489万2千円の減額は、給付費の増額に伴う町負担額137万5千円と、調整交付金の増額に伴う基金繰入金の減額であります。

歳出補正の主な内訳は、2款保険給付費1100万円の増額は、サービスの利用増が見

込まれることから、保険給付費について、増額措置するものであります。

次に**議案第117号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7126万円とするものであります。

歳入補正は、一般会計からの繰入金370万円の増額であります。

歳出補正では、1款簡易水道費64万円と、2款施設事業費370万円の増額は、平成22年度に湯宿簡易水道組合が町営水道に移管することとしており、これに伴う施設及び給水工事費用であります。

3款公債費につきましては、前年度において地方債の償還期間を短縮して低金利のものに借り換えておりますので、それによる元金償還192万5千円の増額と利子償還分256万5千円の減額であります。

次に**議案第118号**について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、総額の増減はなく、歳出における工事箇所予算の増減のみであります。

公共下水道建設事業費で、月夜野地区の管渠設計業務を900万円、管路布設工事で340万円を増額し、水上地区の紅葉橋線の設計委託料を200万円、中央幹線管渠布設工事費を900万円減額するとともに、特環下水道の維持管理費で施設管理委託料を140万円減額したところであります。

次に**議案第119号**について、ご説明申し上げます。

収益的支出合計は122万4千円の減額となりましたが、これは固定資産減価償却費と除却費で77万6千円増額し、一時借入金の利率で200万円の減額をしたものであります。

資本的収入では、水上橋の補修に伴う水道管移設工事負担金500万円であります。

資本的支出では、上水道事業建設改良費で水上橋の補修に伴う水道管移設工事費500万円と簡易水道事業建設改良費で大穴地区給水管接続工事費分として200万円の増額であります。

次に**議案第120号**について、ご説明申し上げます。

本補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算のうち観光センター内の商店の使用料を減額し、その不足分を基金から31万7千円繰り入れるものであります。

利根沼田広域観光センターは町に対し商店会からテナント料の減額の要望書が提出されたところであります。

経営状況が非常に厳しいということで、当面の間、テナント料を10%減額したいと思っております。このため、使用料を10%減額するとともに、その不足分を基金繰入金から、31万7千円繰り入れるものであります。

次に**議案第121号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万1千円を加え、歳入歳出予算の総額を1317万円とするものであります。

歳入50万1千円の増額は、前年度繰越金49万6千円と、利子及び配当金5千円であります。

歳出では、作業員の賃金を28万円増額するとともに、国有林使用料が増額となりましたので、使用料及び賃借料を21万6千円措置するものであります。

また、基金利子を積み立てるため、積立金を5千円増額しております。

赤沢スキー場につきましては、昨年度から、運営方法を変更しております。

その結果、賃金や燃料費等の削減が大きく図られたところであります。

今年度は、運営方法変更後、2年目となりますので、この営業方式が知れ渡ったことにより、利用客の増加を期待しているところであります。

今後の運営の方向については、今シーズンの結果を待って見極めたいと思っております。

以上が各会計の概要であります。

ご説明申し上げましたとおり、第113号から121号まで、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第113号についてから、議案第121号についてまで質疑はありませんか。

13番中村正君。

13番（中村 正君） 一般会計補正の27ページ8款土木費2項の道路橋梁費3千万円の部分なのですが、先程の町長の提案理由の説明で大方は理解できるわけでありまして、この中で欄干のかさ上げだけで工事が済むのか、その部分と、あとはここに水道管移設補償金というのが載っております。その辺の説明を一つよろしくお願ひいたします。

議長（傳田創司君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 欄干については、現在、路面から90cmのところ欄干が付いておりまして、これが降雪や自転車などに乗って通おる場合に非常に危険ということで、地元からも要望が出ておりまして、旧水上町時代より、補修、点検などを行っております。

平成18年に補修計画を立てて予算要望などを行っていたのですが、なかなか国の補助なども見つからず、今日にいたってしまったのですが、たまたま本年11月初旬に県から、21年度におきまして、地域活力基盤創造交付金の第3回分の要望があるかということで問い合わせがありましたので、急きよその要望に乗って補修をしたいということで補正を上げさせていただいております。

欄干については、一応計画としては、1.2メートル、橋梁より自転車等の通行を考慮して、路面からの高さを1.2メートル、30cmほど今の物より高くすると、橋自体が老朽化していることもありますが、コンクリートでありまして、それに同じコンクリートの物の手摺りなどを付けますと、非常に加重の関係から、怖い関係がありまして、アルミ的な軽量な手摺りと言いますか、欄干をかさ上げしていきたいと考えております。

それと水道の500万円の関係なのですが、橋に水道、その他NTTとか、いろいろな物が添加されております。これらについても補修をするためには、どうしても一旦撤去したり、また設置をしなければならぬので補償費が必要ということであります。

今回の補修工事については、橋脚の下まで剥離とか、そういうものもありますので、これらを被服したり、注入したり、そうした工法で考えております。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村正君。

13番（中村 正君） 今の件につきまして、旧水上町、また平成18年当初もいろいろと補修の部分で考えていたということの中で、請願第6号として、この度「水上橋の安全対策について」の請願が出ております。

本来、請願が出て、3月辺りで予算が付くかなという、そういった考え方をする訳なのですが、その辺が何年も前から、これを検討していたということの中で、補修が実

行されるということは大変に住民のためを思えば有り難いことであるわけでありましてけれども、議員の立場として、要するに担当の委員会等があるわけでありまして。

そうした中、委員長あたり、また今回の請願に対しまして、2人の紹介議員が名を連ねておりますけれども、その辺に対しておそらく説明がなかったのかなと。

「補正が付きますよ。」という、その辺の部分について、これは地域整備課のみならず、全体的に言えることなのではございますけれども、そういった変わる部分について、また実行する部分について、議会や、最低限、委員長には報告があって然るべきかなと思うのですが、その辺の見解をお願いいたします。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) ただ今の中村議員からのご指摘でございます。

実は平成18年に既に要望が出ているということと、現地の水上橋の老朽化が非常に激しいと、あるいは危険であるということについては町全体としても把握しておったということではあります。

先程の説明にありました地域活力基盤創造交付金事業で、結局、県の予算組の関係で分かり易く言うと、この事態に至って、理由は分かりませんが、余裕があるということが把握できたので対応したということではございまして、中村議員もそのこと自体は評価いただいているようではありますけれども、この連絡が不十分であったということについては、今後のことを含めて申し訳なく思っております。

今回、提出しております補正につきまして、変更要因が何点かあったということで、議会に間に合わせるべく作業をしておりましたので、若干、現地でこういうふう動いているということについての紹介議員への連絡、あるいは委員長さんへの連絡など、ご相談をしながら、地元とどう相談するのかということを含めて、今回、手落ちがあったということについては申し訳なく思っているところであります。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番(森下 直君) 一般会計の26ページ、商工費インバウンド緊急雇用対策事業500万円、これは外国人の受入ということで聞いておりますが、この中身については、どのような事業で外国人の受け入れをするのかどうか、それについて1点。

2点目が、スキー場のアクセスサポート事業委託料1440万円についての内容、どういった事業をしていくのか、それは委託して行くのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) インバウンド緊急雇用対策事業委託料であります、県の緊急雇用の基金事業の中から100%補助金をいただきまして、事業を実施するというところであります。

内容としては、県の観光国際協会に委託に出して、英語、また中国語の堪能な方を緊急雇用で雇いまして、町内にあるスキー場、3地区に分けて、水上地区のスキー場では、北部地区、中部地区、南部地区と、そこに1名ずつ派遣をして仕事をすることです。

そこでスキー場の中の案内標識、来ていただいた方々に対する対応の仕方、それから指先会話帳といったものを整備して、外国人客の誘客に努めていこうというものであります。

スキー場アクセスサポート事業委託料については、スキー場までのアクセス道路でスリップをしたり、動けなくなってしまう車のサポートして、例えば、チェーン装着の手伝い

をする、また塩カルや砂を撒くということで、道路アクセスの改良を図り、来場しやすいスキー場にしたいということでもあります。

これは各スキー場に委託を出したいと思っているわけなのですが、片品村のスキー場もこの事業に手を挙げているということで、ぜひ、みなかみ町のスキー場も要望してくれという話の中で県に要望を上げて認めてもらっているというものであります。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番（森下直君） だいたい分かったのですが、ただ外国人の受入の関係では、県の人を受け入れてということですが、当町にも外国人の方がいるわけですね。

また、委託をされている人が1人いたのではなかったでしょうかね。

そういう人の活用を強化したらいいかなと考えていますし、また、道路の滑り関係は、各全部のスキー場に対応ということですか。

この町内全部に常時、そういう人を置いておくのかということですか。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） スキー場の方の外国語が出来る人の雇用については、そういうことができる人材をまず探さなければならないということで、スキー場としては雇用をして欲しいということで、これは赤沢スキー場を除く全スキー場を対象に行います。

水上高原、藤原スキー場、宝台樹スキー場、奥利根国際スキー場、天神平スキー場、ホワイトバレースキー場、ノルンスキー場、大穴スキー場を対象にして実施します。

それからアクセス道の事業については、藤原スキー場と水上高原200のスキー場で2名、この2名については、宝川温泉の入口からの国道でスリップするような場面、こういった所でも、スリップしている車をサポートしようということでもあります。

それから、宝台樹スキー場については、スキー場の入口部分で2名、それから栗沢西線で2名を考えております。それから、天神平スキー場で2名、ホワイトバレースキー場で2名、ノルンスキー場で2名ということで、大穴スキー場と奥利根国際と赤沢スキー場は、急な所がないということで、そこは考えていません。

そういったことで対応をして行きたいということでもあります。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番（森下直君） ちょっと1番目の外国人の受入の関係について、私が言ったことは、当町に外国人を雇用している人がいたのではなかったでしょうかということと、そういう人を活用したらどうですかということを行っているわけです。

それから、上牧ですかね、あそこにも外国人の方々が永住している人が居ますので、その辺の人たちの利用についても、すぐに役に立つのではないかと思います、その辺についても、2点お願いします。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） その辺については、よく観光国際協会と協議をさせていただきまして、当町に居る方で、失業している方で、英語なり、中国語が堪能な方がいらっしゃれば、優先的に採用していきたいと思っています。

外国人の方が居ましても、失業していないという方は、今回は緊急雇用対策事業ですの

で、雇い入れが出来ないということでもありますので、なるべく当町を優先するように観光国際協会と話し合いをしながらやっていきたいと思っておりますけれども。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 水道事業の会計補正資金計画と、水道事業の会計予定損益計算書について、お聞きします。

未収入金の分類について、どのように分類をしているのかという点と、実際、1億2千万円ほどの未収入金が生じるのですが、これが来年度3月の時点で損益金になっていく金額はいくらかということについて、お聞きます。

議長(傳田創司君) 生活環境課長山賀晃男君。

(生活環境課長 山賀晃男君登壇)

生活環境課長(山賀晃男君) 未収入金1億2千万円については、3月末でと、そのままになるかということではありますが、なりません。

取り敢えず、今回、今までの不納欠損をしていない部分がありますので、それを取り敢えず全部、未収入金として載せてありますので、これからまた3月に、その辺の所を検討していきたいと考えています。

もう1点については、今、担当の方でこれから取れるものと、取れないものを、それはもう家がなくて、未収入金で取れませんというものと、これからお互いに話し合いをしながら、納付誓約をして取れるもの、それを今、分類しております。

それはともかく不納欠損するものについて、分類をすれば取れないものはそれですから、あとは出てくるということで、今分類は大分なされています。

ただ、今ここに資料を持っておりませんので、その数字がいくらというのはお答えできません。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 実際、会計上で未収入金というのは、前にもちょっと話をさせていただいたのですが、「正の財産」ということで計算されます。

ある一定の期間を過ぎると、それがいきなり「負の財産」になってしまうと。

だから、最初から、ある程度、民間の方の会計というのは取れないものについては負の扱いということで取れませんということで会計上、上げてあります。

そういうやり方をしていないと、実際、この水道会計っていろいろな意味で問題を持っていますから、それについての対応が出来ていないことになります。

するといきなり、赤字の決算書が出てきますみたいな話になるのは、こちらの怠慢になってしまうので、それについて、そういう考えがあるかどうかというのをもう一度お聞きします。

議長(傳田創司君) 生活環境課長山賀晃男君。

(生活環境課長 山賀晃男君登壇)

生活環境課長(山賀晃男君) 実際、そういう形で未収入金が「負の財産」という形になって来ることがあります。

ただ、それには全体に不納欠損の問題が一番大きくなってきますので、取れない部分が要するに収入として見ています。それが逆に今度は負のものになってくると、不納欠損したときに負の財産となって、大きな財産で残ってしまいますので、その辺の所を毎年、出

来る限り、一応その辺の決算をちゃんと分けてやりたいと考えておまして、これは議会の皆さんの同意を得ないと不納欠損、なかなか出来ませんので、そういう形でまたご相談をさせていただければと思っています。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

20番本多秀律君。

20番（本多秀律君） 一般会計の21ページですが、この中で須川地区、工事委託料、工事請負費購入費補償費ということですのでけれども、どこの場所の何なのか、教えて下さい。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 豊楽館の脇の道路であります。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

20番（本多秀律君） 豊楽館の脇の道路と言いますと、広い道路から入った所の延長ということだとすると、そこの部分は、実は20年3月に当時の区長さんから、一定の要望が出ております。議事録を見ると分かります。

そういう中であって、今こういう補正が出てきたということは、区長さんからの要望があったのかどうかということが、まず1点と、その時に議会としても一定の方向が出ております。

私も地元議員として何ら伺っていませんし、先程来の話ではございませんが、私も産観の委員長にも何らかのコメントがあったのですかという話をしたら、知らないよということであります。

先程来、中村議員の方からも若干、そのような話があったのですけれども、この件について、経緯と誰の要望によって、どういう経緯で、一定の20年3月予算の時に区の要望があったものが、自然発生的にと言いましょうか、もちろん必要があったから舗装化が予算化されたのだと思うのですけれども、誰の要望で、どういう中身で舗装化されるのか、その事をお伺いしたいと思います。

それと区の方からの要望もあったのかどうか、それも含めてお願いしたいと思います。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 誰の要望があったかという話なのですけれども、すでにこの事業の経過については、前回ですか、新治支所長の方から説明があったと思います。

これは三国街道歴史づくりということで、要するに須川宿に、たくみの里に入るときに非常に車が混んで困るよということで、これの解消をしたいということで県道バイパスですか、そちらに作って回しましょうと、それと当然、そのクランクですか、要するにたくみの里に入るのに困るということなので、それではそのバイパスから豊楽館へ入る道を取り付けましょうという要望で進んできたという経過があります。

これらの詳細については既に説明してあろうかと思っています。

これは要望以前にヒアリングが行われ、事業採択ということでされているということであります。その後、言われたように要望書が出てきて、交通量が危ないからということで町の方は伺っているということでもあります。

ですから、もう既にこういうことで計画ということでありました。それで再度、それで良いのですかと11月15日に、区長さん始め41名の地域の方と話し合いをして、そして当初どおりということでありましたので、今回、予算に上がったのは、その中の精査と

いうことで増減を図ったということでもあります。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

20番本多秀律君。

20番(本多秀律君) 今ですね、道路の舗装に関しては、あちらこちらの悪い道路があるわけです。

先程来、申し上げているように、20年3月に須川地区地元の区長さんから、その先になると危険が伴うし、あそこの所の接続だけはしないで欲しいという区長さんの地域の総意があったはずですよ。

それを受けて、20年3月の予算の時に、そういう要望を当時の総務委員長が、要望の中の議事録に反映されています。

そういう議会としての経緯があるにもかかわらず、執行部と言いましょか、単に町役場の執行担当の方のあったからという話の中の思いだけで、現区長さんなら、現地域の、須川区なら須川区の方々の要望は、私は区長さんに聞いてきましたから、要望はしていませんということでもあります。

にもかかわらず、道が良くなるのですから、先程の話じゃないですけども、それは結構だと思うのです。

ところが、あのバイパスから入る道路というのは、それが良くなればなるほど、その先が狭くなってTの字になって非常に危険が増大する場所なのです。現地を確認している方々は、それをよく承知のはずなのです。そういうことがあるわけです。

ですから、その当時の須川区の区民の方々が区長さんを通じて、一つの要望が出て、一つの形が議会にも反映されていたのです。

ですから、全く現須川区の区民の方々の要望とか、何かあったというならいざ知らず、前段、今課長が仰るようにそういう話があったから進めるのだと、本当に財政が豊かで他の町村のことが何ら問題がないわけではないわけですよ。

にもかかわらず、最優先にあの平らな所をさらに延長して、やはり道が良くなれば、車というのは先に行きたがるのですね。

危険が増大したり、いろいろな問題が出ているはずですよ。

そのことに対して、議会に何ら、特に産業観光常任委員会に問わないでやるっていうことは非常に問題だと思います。ですから、そういうことの中身をどういうふうにして区の方から要望があったのかをお聞きしているわけです。

今、質疑なのです。区の方から要望があったという話がないから、聞いているわけですよ。その区の方から要望があってやったかどうかということに対してお聞きします。

議長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) 区の方から、要望があったかどうかという話ですけども、当然、これは道路を開けるに当たりいろいろな方に参加してもらったということです。国交省、県、そして、地元の方、そして冊子を配ってですね、須川地区全域に配ったという経過の中で事業を取り組んだということでもあります。

その後、今言われたように、これは危険だからという要望書が出てきたということなのですけれども、では今回確認したときに、そういう要望は出てきたのかと言えば、要望については当然出てきません。出てきませんというのは、その計画で須川地区の人たちが了解していたということでもありますので、作る、作らないについては要望はあったかもしれ

ないですけれども、作ることに對しては当初の要望どおりということなので、新たに要望書というのは、出てこないというふうに私どもは解釈しております。

それでは、この間やった会議の了承というのはどうなるのかと、それは須川地区41名の方に対して、町の方としてはじゃあどうなのだよという話になるのかと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第113号から、議案第121号についての質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第113号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第121号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第121号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。13時より再開いたします。

（11時40分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 一般質問

通告順序第1 3番 林 一彦 1. 新町長の町づくり構想について

議 長（傳田創司君） 日程第13、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日は、4名の質問を順次、許可いたします。

まず、3番林一彦君の質問を許可いたします。

（3番 林 一彦君登壇）

3 番（林 一彦君） 議長より許可を頂きましたので、通告により一般質問をいたします。

まず、岸町長におかれましては、先般の町長選挙で激しい選挙戦に勝利しての新町長就

任、誠ににおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

本日は、新町長への一般質問、一番最初の質問者ということで、大変光栄に思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

質問は、**新町長の町づくり構想**についてでございます。

岸町長は、先の町長選において、12項目からなるマニフェストを掲げ、みなかみ町民の皆さんに自らの町政への熱い思いを訴えられ、当選いたしました。

このマニフェストについての具現化の施策をお聞きいたします。

先日、臨時議会の冒頭で町長の「所信と施政方針」がございました。

その中で、何点かの施策を述べて頂きましたので、岸町長のマニフェストの中から次の4点について、質問をいたします。

1 問目は、**障害者福祉**についてであります。

本町には知的・身体障害者専用のデイサービス施設がございません。他地域のデイサービスでは、みなかみ町民は利用できず、養護学校等に通う児童・生徒の親御さんは卒業後の進路がなく困っている、是非みなかみ町に知的・身体障害者専用のデイサービスを作りたいとの意見がございますが、どう対応していくのかお聞きいたします。

2 問目は、**地産地消による食育**についてであります。

「お米日本一コンテスト in しずおか2009」において、みなかみ町のお米3点が、387点中ベスト30に入りました。その中の一点は優良賞を獲得しております。

また、福島県で行われた米・食味鑑定士協会主催による「第11回食味分析鑑定コンクール」では、金賞を受けております。

また「第4回全国学校給食甲子園」というのがあるそうですが、地場産物を活かした我が校の自慢料理において、みなかみ町新治学校給食センターの給食が全国1552点の中から入賞を獲得しました。

このとても美味しい「みなかみ町の米」をこれからどうアピールし、ブランド化をしていき活用していくのか。また地場産の野菜や果物、米などをどう学校給食に使い食育につなげていくのかお聞きいたします。

3 問目は、**有害鳥獣対策**についてであります。

山間地の農家や住民が苦慮している有害鳥獣対策について、前の施政方針でも述べられましたけれども、もう少し具体的な対策をお聞きしたいと思います。

4 問目は、**消防団**についてであります。

社会環境の変化で団員の減少・高齢化・町外に勤める団員増加などに応じてOB等を活用した機能別消防団や女性消防団の組織立ち上げについてお聞きいたします。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 一般質問で最初の答弁に立たせていただきます。

先程は、林一彦議員の方から、お祝いを述べていただいたところでございますけれども、町長に就任して1ヶ月半、ますます責任の重さを身にひしひしと感じているところでございます。

まず、ご質問を頂きました4点について、順次、お答えいたします。

1 点目として、**知的身体障害者専用のデイサービス施設**が本町にないという点でございます。

現在のところ、町外の施設を利用しておられる方は14名と聞いております。

具体的には、昭和村にある知的障害者授産施設と知的障害者更生施設に通い、自活に必要な訓練を受けておられる等々を承っております。

ただ今、ご指摘のように、こうした通所施設は、利根沼田圏域においては沼田市と昭和村にあるということで、民間の社会福祉法人が運営している施設が、昭和村に3施設あり、沼田市では、社会福祉協議会が運営する在宅重度心身障害者デイサービスセンターを運営されているという状況であります。

沼田の施設については、入浴サービスも受けられるということだそうですが、沼田市在住者に限り、受け入れているということでございます。

したがって、一般的に施設として、日常生活訓練、機能訓練等のサービスを中心として行っている施設が主であるということでもあります。

設置形態について触れるまでもないと思いますが、いわゆるノウハウを持った事業者が設置運営するものと、社会福祉協議会やNPO等が運営するケースと、大きく分けると2つあるということになるかと思っております。

本町では、社会福祉協議会が運営している、新治ふれあいセンターにおいて障害者デイサービス事業という枠の中で、現在2名の方が利用されていると聞いております。

また、利根西部福祉作業所においては15名の方が作業訓練、生産活動の訓練を受けているということでもあります。

ただ今のご質問については、昭和村に通っている方が14人とお答えいたしました。今後、サービスを希望する対象者が増えて、一般的に日常生活訓練、機能訓練以外のサービスを含む要望が多くなったときに検討しなければいけないと考えております。

したがって、現時点においては、事業者、どういうふうに設置できるか、あるいはどのような条件を整えれば良いのか、その辺の研究・調査を進めたいと考えております。

今後、希望者が多くなった時に、町内に障害者福祉施設、今ご指摘のような施設を設置するための準備を進めておきたいというのが、現段階における考え方です。

つづいて、2点目の**地産地消**について、お答えいたします。

ご指摘のとおり、静岡で行われたコンテストで、新巻地区の本多さん、師地区の高橋さん、2名の方が最終審査上位30名の最終審査に進まれ、優秀賞を受けられたと伺っておりますし、また、「食味分析鑑定コンクール」では、応募総数2888点の中で本多さんが特別優等賞を受賞されたということで、また、このほか川場の米については相当数が入賞しているということも聞いております。

したがって、どういう形でブランドを組んでいくかというご質問ですが、まずは、利根郡、群馬県北部の米がとても美味しく、また安心なのだということ、川場村が中心になるかと思っておりますけれども、利根郡全体として、各種イベント、キャンペーン、その他ネットによる広報で、連携して進めていきたいと考えております。

また、その中のみなかみ町分について、あらためて例えば、川場村の「雪ほたか」のように何らかのブランドを付けるのか、どういう営農をしている人に組み立てていただくのか、その辺についてはこれから研究をしていきたいと思っております。

なお、給食に地元の農産物をというご指摘でございます。

米については、約25トン学校給食に使用しているということですが、4分の1の約6トン程度が地元の産出米を使っていると聞いております。

地元のお米というのは残りのほとんどを入れている群馬県学校給食会からの購入に比べ

ると高価であるということで、先程、新治給食センターが全国の自慢料理の中で表彰されたというお話がありましたけれども、そういうことも含めて、給食センターで大変苦勞をしながら、給食費増嵩を招かないように努力をされているということでもあります。

後ほど、時間があれば、詳細に説明させていただきますが、本年10月に食育推進委員会というものを設立しまして、給食センター、農協、直売所等々と協議しながら、どの程度、地元産米を学校給食に供給できるのか、農家がどのくらい供給できるのか、それが作付けにどうつながるのか等々の協議を始めているところであります。

すべて地場産の米や農産物に切り替えるということは難しいと思いますが、少しでも地元産比の割合を増やすよう努めていきたいと思っております。

学童・生徒の給食に地元産品を使う、地産地消に取り組むということは、給食等の食育を通じて、ふる里を思う、ふる里を大切にするという子供を育てるためにも大変に重要なことだと思っておりますので、今何点か述べました点を研究しながら、少しでも地域産品が学校給食に大きく提供されるように努めてまいりたいと思っております。

次に、**有害鳥獣対策**については、個別対策である電柵、被害防止策や個別ほ場単位のネットなど着々と進めているところですし、個別対応も営農のために引き続きやっていただく必要があると考えておりますが、やはり町として取り組むべきは総合的な対策だと思っております。

具体的な対策としては、ニホンザルの生息状況調査、ニホンザルの状況がどうなのかということについては、群馬県が日本獣医生命科学大学に委託して、町内エリアの調査を進めているところであります。

これらの調査を基に総合的な有害鳥獣対策、これらについて、町内、また有識者である議員の方々にもぜひ機会をつくって、日本生命科学大学の実際に調査に携わっている教授から聞き取るというような機会も作りたいと思っておりますし、鳥獣害対策として、1点はっきり申せますのは、猟友会の方々に大変ご苦勞をかけて対応していただいているという状況がありますので、猟友会の皆さんに対する狩猟登録料については、本年約半額の補助をいたしましたけれども、来年度も引き続き補助を続けていきたいと思っております。

個別な対応と総合的な対策と、それから周辺の市町村との連携による広域的な対策、これらを総合的に展開していくことが必要という認識を持っているところであります。

最後に4点目の**機能別消防団**についてであります。

消防団活動の必要性、分団数、団員数等々については、すでに議員の皆様、ご存知だと思いますので、省略させていただきますけれども、何れにいたしましても、団員確保というのは極めて大変であるし、重要であると承知しております。

企業や産業の育成により、地域で勤務していただくということを長期的にはやっていく必要があると思っておりますし、実際に昼間、居住地から離れている消防団員がますます増えていくというのも事実でございます。

2点にしぼってお答えいたしますと、団塊の世代が大量に退職される時代であることから、元消防職員や元消防団員等々の方々に消防・防災に関する知識や技術、経験等を即戦力として活躍して頂くこと、それから、もう1点は、日頃から地域に密着して生活しておられる、女性を登用していく、この2点について、重要な視点だと思っておりますし、すでに消防委員会などで検討を始めて頂いているところであります。

消防委員会での結論をまだいただいておりますが、消防委員会やその他のところと検討し、どういう形で機能別や女性消防団を構成していくのか、具体的な目標を持って検討

を進めたいと考えております。

第一義的には、消防委員会になるべく早く考えを整理していただくようお願いしたいと思っております。

以上、簡単でございますが、4点に分けてご答弁申し上げます。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

3番（林 一彦君） デイサービスについて、再質問させていただきます。

先程、新治ふれあいセンターに2名の方の利用があるという答弁でしたが、中学校、また卒業後の年代の方が、そこを利用したいというお伺いをしたところ、体制が整っていないという理由で受入れが叶わなかったということであったと聞いております。

また現在、デイサービスの利用を希望している児童・生徒さんが近い将来、かなりいらっしやいます。

それから、利根西部作業所ピッコロなのですが、何年か前に定員増をしていただいた経緯があるのですが、それも定員いっぱいとなり、そこに入りたいという方がたくさん居られるということですので、ぜひ社会的弱者の意見もよく聞いていただき、いろいろなニーズに対応をしていただきたいと思いますと思っております。

そして、安心・安全な暮らしを守ってほしいです。それを希望いたしまして、デイサービスの質問を終了し、2問目の再質問に移りたいと思います。

地産地消についてであります。

先ほどのお米コンクールの話ですが、食味分析ということで、高性能光学系の食味分析計を使って、米の水分・タンパク質・アミロースなどを計測して、スコア何点と結果が出るものであります。これにより利根沼田の米のおいしさが実証され、新潟県魚沼産のコシヒカリにも得点上回っているもの多いと聞いております。先程、答弁の中にもありましたが、川場村ではコシヒカリに「雪ほたか」とネーミングを付けて、ブランド化を図っております。

是非、利根郡でなくて、みなかみの米についても良いネーミングを付けて全国的なブランド展開をお願いしたいと思えます。

また現在、新治給食センターにおいては、群馬県学校給食会と地元農家とに仕入れ注文をしています。そこで問題になるのが、答弁にもございました価格なのですが、米を例に挙げると、みなかみ産コシヒカリと群馬県学校給食会のブレンド米では1俵当たり4千円近くの価格差があります。

しかし、おいしい「みなかみの米」、そして作り手の顔が分かる「安心・安全の食材」を子供たちには食べさせてあげたいものだと思っております。

みなかみ産の価格を摺り合わせて、農家も損をしない、給食でも使える価格を調整していただき、出来る限りの使用が望ましいと考えます。

今年度になりまして、旧水上地区の学校給食を月夜野給食センターで賄っておりますが、現在の地産食材の使用割合と、統合してからの経緯してきた中でのメリット・デメリット等、また変化などがございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

議長（岸 良昌君） まず、1点目のデイサービスの件については今ご指摘のとおり、実際困っておられるということです。

先程、答弁いたしましたとおり、新治ふれあいセンターはもともと身障者に的を絞った

ものでございませんので、そのようなことがあるのかなど、改めて認識した次第でございます。この辺の受け入れ体制、制限要因を至急調査したいと思っております。

何れにしても、希望が多いということについては受けとめさせていただきたいと思っております。

また、ピッコロの定員増については、定員増をしてもなお待機が生じているということでございますので、若干時間をいただいて、解決方策を至急検討したいと思っております。

後ほど、給食に使われている割合については担当部局より答弁いたさせますが、全体として、ご指摘のありました1点、地域として、町として新たなブランドを構築するという、この活動については、先程、申し上げました本多さん、高橋さん、大変にご苦勞をして美味しいお米を作っているというの聞いております。

その栽培技術や美味しい米を作るのにどういふふう周辺に栽培を広げていくのかという点も平行してやっていく必要があるかと思っております。

その事と合わせまして、地域の米のブランドも、ある程度、生産者が増えた段階で組織化し、ぜひやっていきたいと思っております。

先程、連携してと申し上げましたのは、群馬県北部にある川場の米が美味しいということが相当知れ渡ってきているので、まずはそこと一緒になって進めることかなということでもありますけれども、その次のステップとして、みなかみ町部分について、そのような取り組みをするということも重要なことでもありますので、将来に向けて考えていきたいと思っております。

それでは担当課より、先程の割合について、ご説明いたさせます。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） お米の件については、町長が数量の方を申し上げたとおりであります、新治給食センターでは全体の米使用料の70%くらいを新治産で、6名の農家の方から仕入れて、子供さんに食べていただいております。

月夜野地区においては、全体の14%くらいの米を4名の農家の方から購入をして食べていただいております。

その他、調べてみますと、収穫時期には差がありますが、使用料の総てというわけにはいきませんが、出来る限り地場産の食材を使うように給食センターも考えていただいております。

例えば、ジャガイモ、タマネギ、長ネギ、白菜、大根、ヤーコン、果物などでは、リンゴ、ブドウ、ブルーベリー、イチゴ、サクランボ、大豆製品で豆乳やおから、大豆、タケノコ、味噌、納豆、シメジ、液卵、その他として、地元食品会社から仕入れて、出来る限り利根沼田、町内で出来る食材を仕入れるように努力しております。

メリット、デメリットということについては、月夜野地区においては昨年お世話になりまして、水上地区の子供さんの給食を月夜野給食センターで作って今配送しているわけでありまして、藤原地区についても、食缶などをいろいろ工夫していただきまして、冷めない状態で届いておりますので、今のところ良い評判を受けております。

それから水上地区に配送される食材についても、随分、地元の物が使われているということで、水上の業者さんからも問題があるという話は聞いておりません。

ですから、今のところ良いということは何っておりますので、デメリットとしては、やはり遠くなったということクリアできれば、問題ないのかと考えております。

議 長(傳田創司君) 3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番(林 一彦君) 今、教育課長からの答弁でホッとしているところであります。

地産地消の地場産の活用については、幅広く町農家の方の出品を扱っていくと、各々数量の安定供給や品質のバラツキなど問題が生じてくるように思われます。

そういった個々の農家のことも考慮して、組織化をも視野に入れた地場産の食材活用を考えているかお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

(農政課長 阿部行雄君登壇)

農政課長(阿部行雄君) みなかみ町の稲作生産農家については、非常に兼業農家が多く、リンゴ組合、畜産振興会といった組織がなく、横のつながりが薄いということです。話し合いの機会がなかなか持てないというのが現状であります。

みなかみ町は美味しい米が出来る産地であるということで、全国でもコンテストで認められており、稲作組合等を作り、技術研鑽の場、それから話し合いの場、こういうものを設けていきたいと考えております。

このことにより学校給食の供給体制も整うかと思えます。現状では今申し上げましたように、各農家は備蓄米を保管しているので必要量の供給となると、保管の問題、集荷体制の問題、配達、精米においても石が混じらない精度の高い精米機など、課題が山積しています。

拡幅においても急激な改善は困難ですが、知恵と汗を出せば、何とかなると生産者側も言ってくれていますので、町としても地産地消を進めて、供給体制を整えていきたいと思っております。

議 長(傳田創司君) 3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番(林 一彦君) 本当に美味しいもの、採りたての美味さ等が分かる子どもを育てていって欲しいなど、これも食育ということであります。限られた予算の中ではありますが、できるだけ地元産の食材活用をお願いしたいと思います。

3問目の再質問、**有害鳥獣害対策**についてであります。

高崎市の(株)モハラテクニカから超音波鳥獣撃退装置「ウルトラソニック」が開発され、販売に至っております。これを現在、日本各地で3年にわたりフィールド実験を行っているようであります。

その中で、倉渕町クラインガルテンではイノシシ・猿被害で駆除率が100%、川場村民家の猿被害対策で駆除率100%の成果を上げました。

イノシシ・猿・カラス・ハクビシン・鹿・熊などに効果があることが実証され、マスメディアなどにも取り上げられております。

群馬県議会でも、環境農林常任委員会で倉渕町に調査が入りました。

「この装置のテスト開始後、鳥獣が姿を現さなくなった。」という声をたくさん頂いているそうです。

本町でも、この装置の調査を行い、活用する意思があるのかお伺いいたします。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) ただ今、ご指摘のウルトラソニックですが、大変に効果があると言われていたということは聞いております。

ただし、有害鳥獣対策については今までもこうすれば良い、ああすれば良いというのが次から次に出ては消えと言いますか、効果があるけれども、この場所に限られるとか、いろいろな事もあるようでございます。

今回のウルトラソニックについては、超音波を利用したということなので、今までの物よりも確実性があるのではないかと思いますけれども、実際に今ご指摘のあったフィールド実験の一貫かと思われましても、町内でやった実績があると聞いておりますので、農政課長の方から答弁いただきます。そういう実証を見ながら、尚かつフィールド実験を一步進めてモデル的に町内で何箇所かやってみるということについては、県などの結果を検証しまして、新年度で検討することもあるかと思っております。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 新しい対策ということで、超音波を活用した追い払いということなのですが、新聞報道によりますと、サル、カラス、イノシシと鳥獣害の被害が軽減されたという情報があります。

ある自動車会社では製造した新車を駐車場に並べておいたら、カラスに傷を付けられた、また糞をかけられて汚れたという被害が出ていたが、超音波追い払い機を導入したことにより、被害が激減したということを知っております。

みなかみ町でも、村主神社に青鷺がいて、鳴き声がうるさい、糞で汚れているということがございまして、町ではロケット花火等で追い払いをしておりますが、なかなか効果が見られないということで、この超音波等を使用してみたいというところがございます。

本年、藤原小学校周辺に熊が出るということで、利根沼田環境森林事務所につなぎましたところ、新たな対策として、超音波を使ってみたらどうかということで、7～11月まで超音波を使用してみました。

費用については、試験的ということで支払っていないということです。これが実際効果があったかどうかと言われますと、本年非常にクマが出てこなかったということで、これが効いたのかどうかは判断が難しいところであります。

クマは本年5頭捕獲しておりますが、例年に比べて非常に少ないということでもあります。

今回の設置場所、範囲は、環境周辺に左右されますが、概ね距離は100メートル×幅50メートルの範囲で、これが超音波が到達する範囲と言われております。

価格については、約38万円程度と聞いております。100ボルトの電源使用のため、設置場所が制限される、またバッテリー対応ということで、大きなバッテリーを利用し、1週間程度しか保たないということで、実際の利用にあたっては制約があり、慎重に検討することも必要かと考えております。大きさについては、30cm×50cmの箱くらいだと聞いております。

町長からも答弁がありましたとおり、試験的に導入して、要請があれば導入に向けての検討ということで進んで行きたいと思っております。

議長（傳田創司君） 3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

3番（林 一彦君） 町民が収穫を楽しみにしているのだと思いますけれども、安心して、田畑を耕作し、実りを収穫できるように懸命な努力をお願いして、次の質問に入ります。

消防団についてです。この問題については、私は幾度となく、質問をさせて頂いております。

従いまして、細かいことは申しませんが、消防委員会から機能別消防団組織のためのプロジェクトチームを作ろうとの意見が上がったにもかかわらず、なかなか実行に至らないと聞いております。

また、現役の地元消防団員によりますと、サラリーマン団員ばかりで火事の時、消防自動車を出動できないので大変だとの声を聞いております。この辺も考慮していただきまして、早急な消防団OBの方を活用する機能別消防団の組織づくりを希望いたします。

それでは結びに、岸町長の掲げましたマニフェストの中で、一番大切なのは「皆さんの意見を大切にします。みんなで作るまちづくり」と思っております。町民の意見をたくさん聞き入れていただきまして、それに真摯に対応すれば、自ずから他の項目も実現に至るのであらうと考えます。

岸町長のポテンシャルを十分に発揮して頂きまして、「若者に夢を、お年寄りには安らぎを、町民の全てが誇りの持てるみなかみ町」を創っていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 消防団については、以前にも林一彦議員からご質問を頂いております。

消防委員会などで何回か検討を進めているところなのですが、なかなか現役の消防団と、こういった新しい組織を立ち上げて、どういった棲み分けをして行こうかという整理がまだ現実として出来ていないのが現状であります。

何れにしても、昼間の火災などの出勤率については、議員ご指摘のように40%くらいの出勤率になっております。こういう事は将来、必ず必要になってくると思っておりますので、これからも引き続き消防委員会などで検討をしていただき、町民の安心安全のために、防災活動が出来るような組織としていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 消防団のことになりますが、最後にご指摘のありました皆さんの意見を聞いてということで、先般の消防委員会に私も出させていただきますけれども、機能別消防団について、テーマとしてはあるけれども、まだ結論に至っていないと聞いていたところであります。

その問題については、プロジェクトを立ち上げて、消防団OB、現役、そして町も入って、プロジェクトを作った方が良くということになれば、その中でやって行きたいと思ひますし、まさにこの問題についても町がこうあるべきだということではなく、多くの意見を聞いて、それと消防委員会の意見がまとまる方向で町も一緒にやって行くということが正しいかと思つたところでございます。

なお、併せて答弁とさせていただきますけれども、皆様方の意見、町民の方の多くの意見を聞くということで、1年間に約23～24箇所の地域を回ってお話を聞きたいということで今、企画を始めたところであります。

どうしてもお話しを聞く相手の方の数が限られますので、そういう形と共に、いろいろな機会、この間も各種の行事等に出まして、文化的な問題、スポーツの問題、いろいろお話しも聞かせてもらっているところでございます。

ある程度、地区を回るといふのを計画的に開始したいと準備を始めているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長(傳田創司君) これにて、3番林一彦君の質問を終わります。

**通告順序第2 16番 鈴木 勲 1. 耕作放棄地対策について
2. みなかみ町の農業振興について**

議 長(傳田創司君) 次に、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。
16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

まず、耕作放棄地対策についてであります。

集落のあちらこちらに耕作放棄地が増大して、非常に困ってしまうわけでございます。

特に桑園の放棄地が多く、そのためイノシシや猿・熊などの住処になっているのが現状であります。

桑の木を抜根し、農地を整地して、市民農園を開設して、都市と農村の交流拠点としたらどうかと思いますが、その対策、市民農園を立ち上げるにあたりまして、町の考えと、町・県・国との協議、指導・管理について、どういった考えがあるのか、お聞きしたいと思っております。

次に、みなかみ町の農業振興についてであります。

先般、月夜野農業団体連絡協議会の解散総会が執り行われ、事実上解散せざるを得なかった状態であります。

商工会・観光協会には、高額な予算が付いており、農業団体には微額の補助しかないというのが実情でございました。農業情勢が厳しい今が、一番必要な団体でございました。

農業者同志の研鑽・交流が大切であります。農業振興の最終的な目標は、農家所得の向上でありますので、みなかみ町の農業産出額のアップを図るためには、生産から流通・販売を戦略的にコーディネートできる組織が必要であると思われまます。

農業所得の向上は、みなかみ町の農業振興の方向性を明確にし、関係機関・関係者の力が一つに集結されてこそ役割が果されるものと思っております。

みなかみ町の農業集団は、例えば、りんご組合・きのこ組合・トマト組合等があり、全部で16団体あるわけでございますが、町一つに集結されて活動できれば、生産から流通・販売と戦略的にコーディネートできると思っております。

今後のみなかみ町の農業振興について、町長のお考えをお聞かせ下さい。お願いいたします。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 鈴木勲議員の2点の質問について、お答えいたします。

第1点目の耕作放棄地を市民農園にというお話しであります。

全国の耕作放棄地は、農業従事者の高齢化等によりまして、15万3151ヘクタール程度あると、特に群馬県においては桑園を中心に耕作放棄地面積が3186ヘクタールと言われており、県農地面積の4.7%となっております。

それに比較して、みなかみ町の耕作放棄地は207ヘクタールあり、町全農地面積29

52ヘクタールの7%を占めており、群馬県平均よりも耕作放棄地の割合が高いという状況であります。

この耕作放棄地を活用再整備して、市民農園を計画してはどうか、またそうするときどういう指導があるのかとのご質問ですが、まず、市民農園を開設する際に何らかの事業を入れるということになりますと、農山村活性化プロジェクト支援交付金等の補助金制度の活用が想定されます。また、それを実際に利用するにあたっては、やりたいという地元農家や集団である団体の意見を良く聞いて、県農政課などと調整しながらやっていきたいと思っております。

ただし、市民農園ということでご指摘がございましたが、指導などにどのようなものがあるかということになるわけですが、市民農園整備促進法という法律がございまして、これに基づくものがあります。

これは市町村が指定した区域、または都市計画法の市街化区域でやるときに市民農園整備促進法が活用できるということでございます。

また、特定農地貸付法によりまして、10アール未満の貸し付けや、多数の方を対象とした農地の貸し付け、但しその場合、営利を目的としない農産物の栽培については貸し付けできるという制限があり、貸付期間は5年を超えないこととされており、これを活用する方法があります。

3番目として、これが一番現実的かなと思っておりますけれども、農園利用方式ということで、市民農園開設者が、農園利用契約を利用したい人と結んでやっていくという3つの方法が大別してございます。

地元のニーズ、やりたい人のニーズ、誰を対象にするか、立地など、その他の条件で差が出てくると思います。

これらのことについて、実際にやろう、あるいはここでやる方が良いただろう、また地元受入れ体制があるといったところ、条件などをよく協議する中で、最も適切な開設方法を、またその後、市民農園の運営管理につきましては、県内各市町村でいくつもの事例があります。これらの事例の中から、有効適切な方法を県と連携し、知恵を借りながら、開設したいという方を支援して行きたいと思っております。

何れにいたしましても、具体的な事象に即して、最大限の支援を県、その他のチャンネルも使いながら支援してまいりたいと思っております。

次に、**みなかみ町の農業振興**についてであります。

現在、経済全体が低迷する中で、農業や商工業、観光業もその対応に苦慮しているのが現実であります。

農業振興については、町としても議員の皆様、ご存知のとおり、町全体としては企業誘致、まちづくり交付金事業の活用、農村基盤整備等を活用した社会資本の整備など、様々な事業を展開してきております。

農業においては農道整備や用水路の改修・修繕、また農業施設や農業機械等の購入、田畑の修繕、有害鳥獣対策等、農業振興のための様々な環境作りの施策を展開してきたところであります。

今、ご指摘のありました農業団体の問題でございます。

新治と月夜野に農業団体連絡協議会が個別にあったと、これをどうするかということで、みなかみ町農業団体連絡協議会として一本化しようと話し合いを進めてこられたことは承知しております。

ところが、その検討結果は、農業経営が専門化してきており、例えば、畜産や果樹、施設園芸、菌たけ類、工芸作物等々、なかなか共通点が見い出せないということで、結論として、それぞれの部会単位で技術研鑽をしていくことが適切であろうというのが、協議の結果だと聞いております。

したがって、結果的に町一本としての「みなかみ農業団体連絡協議会」を組織しないという状況になっていると聞いています。

町の農業生産額は35億3千万円、その内訳としましては、それぞれの分野が担っているわけがございますし、米については非常に食味が優れているということも証明されているわけがあります。

畜産部門においては、常に県の畜産共進会では上位を占めているということもございませすし、果樹部門においても、サクランボやリンゴ、ブルーベリー、全てについて高い評価を得ている、つまり地域の農産物には優良なものがたくさんあると、それぞれの部会の方が切磋琢磨、研鑽して、品質の向上と生産の増強に努めておられるという状況であります。

したがって、商工会云々という話がございましたけれども、私の認識を申し上げますと、農業の総合的な振興については、ちょうど商工会と同じような位置づけになっている団体として農協という組織があると理解しております。

農業振興、生産から販売、流通まで、これを一貫して担っているのは農協という組織であると思っております。それとは別に、農業振興としては、農業と観光をリンクさせて、リンゴなどのフルーツにとどまらず、上州牛や生産の多くなってきておりますキノコなどを旅館で提供していく、地産地消の考え方も通じますけれども、地域の観光に農業として支える、一緒にやっけて行く、農業と観光が相互依存しながらやっけて行くという強いまちづくりにつなげて行きたいと思っております。

結論として、各生産部会、現在活動が非常に盛んでありますし、活動を強化していただく、それを支援していくというのが、農業の個別品目と農業振興と町の支援の関係かなと理解しているところであります。

議 長(傳田創司君) 16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 耕作放棄地については今日、農業生産活動において、価格、条件に採算の取れない農地である、あるいは耕作放棄地が所有者、耕作者の事情を反映していると発言できると思います。

地域全体で見ると、必ずしも劣等地ではないという放棄地でございますので、個々の経営においては劣等地であり、耕作が放棄されるのが現状であります。耕作放棄地は景観を乱しているという状況でございます。放棄地の中にゴミとか、環境悪化をもたらすボランティア活動によって放棄地の解消がなされる地区もございませすけれども、やはり上手く活用できれば、地域の財産であると思うわけでございます。

行政の積極的な支援を実施する価値が現れてくると思っておりますので、この辺についてもう一度、町長の考えをお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 耕作放棄地について議論しているわけでございますけれども、従来、みなかみ町においても桑園が非常に多く活用されておりました。

先だつて考えてみますと、リンゴ、ブルーベリー、サクランボ等の耕作されているとこ

るも歴史を辿ると多くが昔桑園で使われていた所が現在、非常に生産性の高い農地として利用されているということだと思います。

そういうところまで至っていない部分、もちろん今ご指摘の消費者の問題もあると思いますし、立地の問題、それからそこを耕作する担い手の問題、そういう要因が複雑に絡み合って今の耕作放棄地が生じていると、それはそのとおりでございますし、耕作放棄地の全てを一挙に利用しようというのはなかなか難しいと思っております。

ですから、それを耕作しようとする意欲のある個人なり、団体なり、所有者でなくても利用が出来る場所があるというような地域の方の発意でお話しがあれば、耕作放棄地を解消し、可能性のある所も、今の耕作放棄地の状況から農作物を育てている、あるいは誰か利用しているという農村景観に変えるということにもなりますので、これについては先程、手法であるとか、補助制度、経営等について、どういう支援をするかということをご個別に縷々ご説明いたしました。そういうものを総合的に入れて、町として支援する体制を作り上げるということでございますので、とは言え、地元でそこをやりたいという人が誰もいない所に町が出かけて行って、此処はこうしようという事は逆にやるべきではないと思っております。

地域の熱意、発意、熱意はあるが不足する部分があると、そういうものについて積極的に多面的に支援をして行きたいと思っております。

議長（傳田創司君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 地域として里山の会というのがございます。

地域はどうしても桑の木を抜根して、都民とのふれ合いをしたいというのが現実にあります。動きを見ております。

よく考えてみると、東京を中心とした首都圏では市民農園ではなく、やはり作付けから収穫まで実習、体験できることを好んでいる人たちがたくさんおります。

最近では技術を習得するのが目的で、農業体験することに人気が高まっている状態がありますけれども、安全性に興味がある市民は市民農園により、様々な作物を有機栽培により栽培してみたいと、ほとんどの人が思っているようでございます。

八百屋さんやスーパーに並んでいる野菜とのギャップにショックを受けて、本格的に自分で生産技術を習得してやりたいというのが、最近の都市の農村に対する考え方でございます。

農家は農業経営として、農業技術指導や野菜の販売等も行い、所得を確保しなくてはなりませんので、その過程で農業がおかれている状態や農業生産や何かについて話し合いをする機会を設けるということでございますが、参加者は農業への理解を深めることが出来る、生産に消費の食育が図れるという考え方で皆さんに話を投げかけてきております。

実際、里山の会では役場の農政課にご協力を賜りまして、先進地の視察も行いましたし、そこは町村が一役買いまして、全部抜根や生産の基地というか、技術の収納庫、宿泊して農業生産するような場所も町で作ってやっているというのが現状であったということでございますが、やはり農村の荒れている土地は景観を悪くしています。

そういった点をなくすためにも、ぜひ国や県、国は2分の1を助成するという考え方でいるようでございます。

県の方は今のところ、全然しないという状況でございますので、ぜひそういった点についても国、県のご指導をあおっていただきたいと思っておりますので、町長にもう一度、農業、

市民農園についての考えをお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 今、具体的に鈴木議員の方で地元の方々のお話を聞いていただいているということで大変に感謝する次第であります。

いわゆる都会の人に農業等を体験してもらおうという事とは違う話で申し訳ないですけども、教育旅行というものについては既にご存知のとおり、農業と観光の連携を図り、特に都会の子供たちが農村に宿泊して、農業体験を通じて地域に親しむ、元気な多面的な理解を保った子に育って行くという重要性に鑑みて、協議会を立ち上げたところでございますし、具体的に進めて力を入れて行きたいと思っております。

補助事業や取り組みについては先程、制度や先進地の事例については県でも承知しておりますし、町でも既にいくつか情報を得ております。これらについて、総動員でご支援申し上げますとか、先進地の視察であるとか、その情報収集、現在利用可能な補助事業の実態、実態とは余裕があるとかないとか、こういうふうに行けば取れそうだとか、その辺については積極的に情報収集をして、支援をして行きたいと思っております。

ともかく景観が損なわれているというのはご指摘のとおりでございますので、地域で核となる方がいらっしゃれば、最大限に支援していく、その支援の仕方は国との調整であったり、県との調整であったり、あるいは先進地事例の紹介であったり、それは多面的にや行って行きたいと思っております。

議長(傳田創司君) 16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) よろしくご指導のほど、お願い申し上げまして、次の農業振興に移ります。

世の中の経済がデフレになり、農業者は厳しい経営を余儀なくされています。

そこで町長は選挙公約で、農商工を連携した環境について、環境産業を興し、時代をリードする新産業を創設するという約束をされました。

地場産業における観光、農業をどのように元気にするのかをお聞かせ下さい。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 環境というのは非常に大事な要素でございますし、環境というものが特に本町におきましては、首都圏の方を対象として観光ともリンクできると思っております。

環境という言葉は、非常に幅広い言葉で身近な環境から、自然景観を含めた町全体のこともありますし、例えば、水の問題であったり、土壌の問題であったり、非常に多岐にわたりますけれども、何れにいたしましても、一つの新しい切り口としては環境というものと観光を具体的に結びつけるシステムとしては、エコツーリズムの推進ということが上げられると思います。

これについては、個別事項ですが簡単に申し上げますと、ぜひ今度の群馬県 destination キャンペーンに間に合わせるべく、谷川岳を核としたエコツーリズムの玉の磨き上げを早急にやりたいと思っております。

農商工連携については、基本的には中小企業を中心となって、地域の農産物などを活用し、新しい商品を開発し、それを販売につなげて行くということでございます。

これにつきましては現在勉強を始めたところでございますが、芽が出てくれば、全面的にご支援できる体制を構築したいと思っております。

これについては、まず発案者となるのが地域企業ということでございますので、商工会と連携する中で進めて行くということでやらさせていただきます。

議長（傳田創司君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 農業と観光業者の経営が安定しないというのが今の現状でございますけれども、所得が上がらない、その結果、国保税が高くなり、県内36市町村の中で最も高いのが我が町であろうかと思えます。

税を納めやすくするためには、資金を含め、農業団体を支援するセーフティネット資金が必要かと思われましても、厳しい経済状況ですが、資金の他、幅広いサービスが提供されることが必要だと思われまします。

その点について、セーフティネット資金について、町長のお考えをお伺いします。

議長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 申し訳ございませんが、セーフティネット資金の具体的な話については、承知しておりませんので、担当課長より説明いたさせます。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） セーフティネット資金とは、主要品目である畜産、果樹、菌タケ類、野菜、こんにゃく等の農産物の品目が中心になるかと思われまします。

これらの農業近代化施設だとか、流通加工施設、こういう事について計画的に整備する応援をして行こうということかと思えます。

議長（傳田創司君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 現在の農業状況は非常に厳しいものでございますので、農政課長並びに町長はじめ、町の関係機関の皆さんに農業振興について、とくにご理解、ご指導をお願い申し上げます。私の質問を終わります。

議長（傳田創司君） これにて、16番鈴木勲君の質問を終わります。

通告順序第3 20番 本多 秀 律 1. みなかみ町須川834番地、農産加工の家への補助金1千万円は適正に運用されていますか

議長（傳田創司君） 次に、20番本多秀律君の質問を許可いたします。

20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 通告に従いまして、一般質問いたします。

最近、配られた広報にも、町長就任の挨拶が載っておりました。

執行部が変わった中で、地域主権を活かした町づくりをすると、地域コミュニティを図るということが書いてございまして、大いに期待しているところでございます。

それでは町長が替わりまして、6月定例の再質問であります。

ときには重複することがあるかもしれませんが、ご容赦いただければと思っております。

みなかみ町須川834番地、農産加工の家に町の補助金1千万円が使われておりますが、適正に運用されていますか、この事が大きなテーマでございます。

系列的に申し上げますと、平成14年6月、新治村たくみの里・加工組合より、補助対象である県の農業体験等施設整備事業の計画書が提出されております。そして、県の交付決定を受けまして、事業主体である加工組合に通知をして、補助金1千万円の交付申請をしたなかで事業が着手されたということでございます。

そして凡そ2年後の平成16年3月、農事組合法人にはる生産組合を同番地であります「須川834番地」に設立をしております。

さらに平成19年7月にNPO利根川源流の町みなかみそば連合会が「須川の834番地」に設立をしております。

このような経過の中で、5点につき、質問をいたします。

まず1点目、任意組合である加工組合が補助金の申請団体ですが、凡そ2年後に消滅させたのは、どのような理由によるものなのか、これが第1点目でございます。

2点目、農事組合法人にはる生産組合は法人格でありますから、別の法人格であります。適正に継承させるのには、私は無理と考えておりますがいかがですか、これが2点目でございます。

3点目、この法人を設立したということの中で、県への届け日はいつになっておりますか、このことです。

4点目としまして、1千万円の補助金は建物に対して支払われたと伺っておりますが、建物登記は何年の何月頃にやっておりますかということでございます。

最後になります。営利団体と非営利団体が一つのフロアにあり、同じ「そば」を主たる加工の産物とすることに税法上の問題はありませんでしょうかということでございます。

このような5点が、補助金でありますので、補助金適正化法に合致しておりますかということをお伺いいたします。以上でございます。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 実はただ今の本多議員からのご質問を議長の方から、質問通告をいただきまして、勉強したところではございますけれども、さてどうしたものかと、ちょうど今、6月の再質問ということでご指摘がございました。

本年第4回6月みなかみ町定例議会の会議録を読ませていただきましたけれども、率直に申し上げまして、経験、そして地域に対する知識等が豊かな鈴木前町長がお答えした以上の答えを私が出来ないと思いましたので、一番適切な答弁は前回の議事録を読み上げる事かと思いましたが、それも失礼なことでございますし、今議員からご指摘がありましたように町長が替わったと、改めてということでございます。

国でも、内閣が変われば、閣議の統一見解が変わるということもございしますので、そういうご質問だとすれば、今私がちょっと申し上げましたように、前回6月定例議会で鈴木前町長がお答えになったことと何ら変わらないというのが骨格でございます。

なお、具体的に1から5までご質問を頂いております。

申し訳ございませんが、事実関係に関わることでありますので、まず担当課長から答弁させていただきます。その後、それを受けてどうだということについては、再度、答弁に立たせていただきたいと思います。

議長(傳田創司君) 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 任意組合である加工組合が補助金の申請団体ですが、2年後に消滅した理由を伺いたいということです。

指導機関の群馬県の勧めで、平成16年3月に農事組合法人にはる生産組合を設立した際、たくみの里加工組合を発展的に解散したということでございます。

次に、農事組合法人「新治生産組合」は個別の法人格であります、これを適正に継承させるのは無理かと思っておりますということでございますが、事業の継承については、「たくみの里加工組合」の構成員すべてが新しい農事組合法人に参加しており、当初の事業目的である「食農教育の受け皿」、いわゆるそば打ち体験等の役割を引き継いでおります。

このことは、群馬県からも事業継承を承認されております。群馬県指令利農第30184-3号です。

法人を設立して、群馬県の届け出はいつですかということについては、書類で群馬県に提出したのは、平成21年7月23日付けです。

この建物登記は何年何月ですかについては、建物登記はせず、財産管理台帳で処理しております。県にも報告済みであります。

営利団体と非営利団体がワンフロアにあり、同じく主たる「加工産物」とすることに税法上の問題はありますかについては、税法上の問題はないと思っております。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 先程、町長が前町長鈴木和雄の答弁したとおりでございまして、

新町長になりまして、前町長の答弁したとおりでございまして、その答弁したとおりで結構ですけど、要約してどういふことを鈴木町長が答弁したのか、仰っていただきたいと思っております。

議長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 要約ということでございますが、まず今の課長の答弁に補足して見解を申し述べさせていただきます。

事実関係については今、農政課長から答弁したとおりでございます。

その中で、法人NPOと営利団体という問題がございます。端的に申し上げて、NPOが自分の不動産を所有し、そこにNPOの設立を登記するということは現実的なNPOの活動として、ほぼないことであると私は理解しております。

すなわちNPOというのは、その責任者の家であったり、責任者の事務所であったり、あるいは例えば、何らかの環境に関わる企業が、さらに町の人々と一緒に環境を良くして行こうというNPOを作ったりということで、NPOの登記が何らかの法人なり、私人と同じ場所に登記されるという事はよくある事と言うか、言ってみれば、そうでない方が例外であろうというふうに思っております。

これが先程、課長が答弁したことに対する認識でございます。

それと建物登記について、財産管理台帳で処理しているという事につきましては、補助主体であります県が、その手続きで良いということでございますし、世の中にある全ての建物が必ずしも登記されていない、あるいは逆に言いますと、特殊な場合について建物の登記がされていると私は認識しておりますので、補助金をもらった、それを建物台帳で管

理し、県が了解しているということで、これについては問題ないと思っております。

また、税法上の問題についての問い合わせがございましたけれども、これにつきましても、まさに先程の所に戻りますけれども、何らかの営利法人と何らかのNPOが同じ所にあつて、やや類似した業務を行っていても特別具体的な問題がない限り、一般的には税法上の問題は生じないと思っております。

それと鈴木前町長が答弁されたと、これは答弁が40分かかっているのですが、これを読み上げれば40分かかりますけれども、何かと申しますと、この農産加工の家の補助金を出した県の目的がグリーンツーリズムの振興、すなわち農村地域に都会の方に来ていただく、それから農業体験をやっていただくという事業目的ときっちり合致した形で活用がなされているので何ら問題ないでしょうというのが、鈴木前町長の骨格の答弁だと思っておりますし、私もその通りだと思っておりますので、先程、前段で申し上げたところでございます。

議 長(傳田創司君) 20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) 町長も確かにそういう回答でした。

その件に関しまして、県の担当の主たる担当課は、国の補助金であっても、県の補助金であっても、市町村に交付するものだと、それは町長、ご存知だと思いますけれども。

そういう中において、事業主体に交付されるのだということです。

ということは、何を言いたいかということ、管理、監督、指導の面においては、市町村にあるのだということが私が言いたい事なのです。どういう経緯であっても、どういう趣旨であっても、申請が間違っているなんていう認識は私も一切持っていません。

申請が正しいからこそ、そういった補助事業が適用になって現に進行しているのだということであるわけです。

ところが、6月にも私は言いました。一見、個人のそば屋さんに見えますよということを感じた中で言いました。私だけではありません。地域の人もそう言っているからこそ、私は敢えてそうに言ったまでの話なのです。

そういう中になって、そういった補助金が適正に運用されていますかという質問をさせてもらっているわけなのです。適正に運用されていますかということなのです。

ですから、その面において、適正か、適正でないかという面は何を基準にして言えば良いかということになるわけですが、それはどういう事かということ、単独でやったわけじゃないですね、ご案内のとおり3人以上という農業団体の中で、この事業が申請を認定されました。それで立ち上がりました。

立ち上がったのは、当然良いわけですし、6月の中でも、私も言わせてもらいました。

読んでいただいたということだから、多分ご理解していただいたのだと思っておりますけれども、そういう現状の中において、要するに任意団体に補助金が下りて、2年後に法人化されています。

まず、この任意団体と法人格された団体は、同一のものですか、これを町長さん、それだけまずお聞きします。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 今、いくつかあった中で、敢えて前町長の答弁と私の答弁の違いを強調させていただきますと、県の補助事業であっても町を通じて出された以上、町が説明しても

構わないというふうに思っております。そのところをあまり県にこだわる必要はないと思っておりますが、私も申し上げましたように、グリーンツーリズムの補助金を県から受け取って、それを執行するにあたって、特別の規則・規定を作ったわけではございません。

つまり、県が補助に該当するという案件について、町が申請手続きをして、金の流れについては町も間に入っているということですので、それが適切かどうかというのは県の基準で判断するわけではないと思っておりますし、これは先程、答弁したとおりです。

それからもう一つ、団体の変更の件でございます。

私も県で農政部長をやらせていただいていたいました。農業生産組合については、いろいろな形がありますけれども、加工組合、近所の人がかたまってというのは多々ございますが、例えば、米作営農については全てを法人化するというところで、今若干、直接補助に変わるという国の流れがありますので、今はちょっと考え方が動いているところですが、農業生産については、なるべく農業生産法人でやってもらいたいということでございます。

ということで、今個別の問題について、団体が変わったのがきちんと権利継承しているのか云々というご議論だと思いますけれども、それはこの問題に特定して議論しなくてもですね、県下、あるいは全国いろいろな所で、そういう形で転換がなされているというところで、事例を数えてはいませんけれども、それは多々あると思います。

全く問題ないと思っております。

議長(傳田創司君) 20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) 今、町長は全く問題ないという答えですけど、任意団体というものと、農事組合法人で法人化されたものというのは、別のものですよ、同一じゃないですよ。

補助金は知ってのとおり任意団体にだって出ますよ、任意団体に。

私が一番危惧するのは、1千万円からの補助金が出ている任意団体が2年後に消えてしまっている、この実態、このことが私、その事がいかなものかということを知りたいなと思っている。

ですから、その任意団体と法人が一緒だとか、別だとか、その事を敢えて聞きたい訳じゃないのです。その事を言いましたら、それには前の町長さんとはとにかく、そこには入っていただけませんでした。時間が来てしまうような回答をいただきました。

私もそういう中で広報を見た住民の方々から、1千万円の補助金が出ていることは分かったけど、中身が何だか全然分からないよと、こういう話が実はあったわけです。

私自身も正直言って、6月理解しづらかったです。分かりませんでした。

中に入っていたかなかった、回答していただかなかった。ですから、普通あり得ないと思えますけれども、同種類の質問を敢えて今させていただいているのは重複する箇所が議員の皆さんにも、あるいは傍聴する皆さんにもあるでしょうから、ご容赦いただきたいという話をさせていただくのは、そういう意味でございます。

ですから、1千万円の補助金が出た、承認をした団体が運営において、どういう意味なのか分かりませんが、これがとにかくなくなっている事実ということは悪く解釈すれば、1千万円いただいてなくなったということは、どういうふうにとったらい、とにかく1千万円を出した団体がないということは1千万円がどっかに行っちゃったということになりかねないのではないかと私は思うのです。

ですから、法人に移動したということは、県の方々に聞きました。確かにそう言っていましたよ、「法人に移動したんだよ。」と。

前町長の言い方は、そういう中で県の指導があったからやったのだということを仰っています。だけど、県の指導があったのだとすれば、先程、21年7月に法人登記を県にしたのだという話がありました。指導があったのだとしたら、その時、県に何らかの届け出をしているはずですよ。

その矛盾と言いますか、整合性と言いますか、町長、どう理解しますか。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 今の中で1千万円がどこに使われたか分からないということにつきましては、私も十分見ているわけではございませんけれども、ご質問の中でも1千万円が建物に使われていると仰っているので、答弁するまでもなく、1千万円がどこに使われたかはご存知だろうと思いますし、もし間違っていたら、担当課長に訂正させますけれども、1千万円は建物に補助金の目的に従って、適正に使われていると、これは先程も答弁したとおりでございます。

さて次の、県の指導ということでございますが、この事について、ご指摘のたくみの里加工組合を農事組合助法人にいはる生産組合に組織変更するように県が指導したということではないと思っております。

と申しますのは、その事実を確認はしておりませんが、先程申し上げましたとおり、県としては、もちろん任意団体である生産組合や加工組合など、これはそれぞれの事業目的によって補助金を出すことが出来ますけれども、一般的にまさに総論です。

農事組合法人、農業法人という形で経理も明確化し、出し入れもはっきりさせる、構成員を明らかにする、定款等も明示するということについては一般的に指導をしておりますので、前回、鈴木町長の答弁がどこを踏まえてかは確認しておりませんが、一般指導があったのだらうと、一般的には任意組合から生産法人に法人化する、これは適切なことだという見解が提示されたということだらうと思います。

したがって今、個別のことについて、こうこうしなさいという県からの具体的な指導であれば、こういう指導が何月何日に来ていますので、それに応じて、何月何日にこういう事をやって、これを報告しましたというお答えになりますけれども、おそらくそういう事実はないというふうには私は思います。

議 長(傳田創司君) 20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) 先程の建物に補助金が出た、今町長が仰ったとおりです。

建物に対して補助金が出て、建物登記がされていないという事にもし、なったとするならば、これはどういう事か。

権利者が変わったとしたら、それは存在が非常に危うくなる、1千万円をわざわざ県が申請に従って、せつかくと言いますか、要望どおりに指示していただいたのに、建物登記がなければ、対抗要件はなくなりますよね、その時、町長はどうしますか。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) その事については先程、お答えしたとおりだと思いますけれども。

建物については財産管理台帳で処理しているということでございます。

今、議員が言われますように、対抗要件を満たすためには建物登記、その中にどうい、基本的には銀行融資の時に銀行融資をもらって家を建てれば、必ず登記して下さいと、銀

行にそれを届けて、銀行の担保を設定してくださいということがありますので、対抗要件、それを担保するという意味での登記というのは一つの大きな目的があると思っております。

ですから、県が補助金を出したときに、もちろん間接支出でございますから、町が出したわけですけれども、先程申し上げましたようにグリーンツーリズム云々の補助要項に従っておりますので、その見解として、建物財産管理台帳、これは町役場もそういう形で、管理台帳で台帳管理をしているものは、たくさんございますけれども、そういう手法で良いよということは、まさにこのところは、町が個々に議論し判断を差し挟むことではなくて、それで良いという形になっているので、その報告をして了解をいただいておりますと、答弁したとおりであります。

ただ、その事が利用の仕方が変わったことに対して、対抗要件にならないので町として如何なものかというご指摘はご指摘であろうかと思っておりますけれども、そこに何らかの対抗要件を発生させておくという必要性を感じなかったのであろうと、まだ現時点で判断はできませんけれども、その時点ではそういうことで、県でもそれで良いということなので、そういう処理がなされているということで何ら問題ないものだと理解しております。

議長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 今、対抗要件は必要ないのだと、先程、町長仰った話は税の話ですよ。

税を取るには、税を払っていただくには、そういうことでもよろしいかもしれませんけれども、やはり物件に対して、対抗するというのは唯一、特に建物は建物登記ではないのですか。

建物登記がなければ、要するに第三者に転売することも出来ますし、権利者を替えることも出来ますし、その事を私はやはり1千万円からの補助が出ている、税が使われている部分に対して、それをしっかり今後とも客観的に見て、分かりやすいようにしておくということが、私は重要ではないのかなと思っております。

今、仰った銀行が云々の話というのは、それは銀行の契約の話であって、やはりそういう補助金が出たものを担保するには、私は建物に対しては登記だと思いますよ、建物登記だと思いますよ。

その登記をするよという事を勧めると言いますか、お願いをするよということは何か支障があるわけですか、その辺どうですか。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） 不動産登記ということでございますが、一応、地方公共団体不動産表示登記はなされていません。

これは昭和35年なのですが、不動産登記法の一部改正ということで登記申請義務は免除するということになっております。財産台帳で行われているため、2重管理としないという考え方だと、この主旨は現在も同様だということでございます。

不動産登記制度の意義としては一般取引、いわゆる売買担保の対象とならないため、地方公共団体が有する不動産については、申請義務を課す必要がないと考えているという回答でございます。これは地方公共団体ということですが、要は不動産登記をすることによって、売買や資金ショートを起こせば担保になるということもあるわけでございます。

不動産登記について、関係機関より正式指導があった場合、対応をするということと思っております。

今現在、そういうことで町では地方公共団体に準じているという考え方です。

議長(傳田創司君) 20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) この事だけ、あぁだ、こうだと言ってみても、何か上手く結びつかないような感じがしております。

何れにしましても、この農事組合法人に、今の見解は移っているという見解だということで理解していいわけですね。任意組合から、農事組合法人の方へ全てが移ったのだという理解でよろしいということですね。

その部分に移る部分については、先程来話があるように、いろいろ個人的には問題点があるかと思えます。今、言った不動産登記も一つです。

それと別の法人格の方へ任意団体から農事組合法人の方へ移動というのは、そうそう簡単にできるものかどうかという事については、若干問題があるわけですが、これはどういう点で問題があるかと言いますと、こういう規則があるのですね。

「補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を知事の承認を受けないで補助金等の目的に反して使用し、譲渡に供してはならない」こういう財産処分の制限という所にあるのですね。こういう事があるとすれば、これに対して町長、どんな思いがありますか。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 申し訳ございませんが、今読み上げていただいた資料を手元に持っておりませんので、正確にお答えいたしかねますが、要するに事業目的に反する形でということだろうと思えます。

事業目的を実現するために、まさにこの事案のように、任意加工組合から農業法人になったということで、それについては、その部分に違反する問題ではないと思えます。

今、お話しいただいた文言を確認しておりませんので、間違っているかもしれませんが、今、お読みいただいた範囲内ではそのように理解をしております。

議長(傳田創司君) 20番本多秀律君。

(20番 本多秀律君登壇)

20番(本多秀律君) この財産の関係の取得についてのこの問題と、今言った移動ですか、県の届け出に対して、21年7月になっていたということ、この点が何か出ていた事案に整合性を保たせるために苦慮したというような見方に実際、見て取れるんですね。

ある県の職員の方もそんなことを漏らしていました。ですから、そこは敢えてそこを私は言おうとしているわけじゃないわけです。

要は運営をしっかりしていただければいいことなのです。農事組合法人、これからも農政に対しての補助金というのは非常に大きな期待が、先程来、鈴木議員もありましたけど、あるわけですから、非常にそのことは大事な分野にあるわけで、それが適正に使われてるか、使われていないかというところの管理監督、このことが結果的に言えば欠けていたのですね。

前町長の話と同類だって言うから、敢えて前の話させていただきますけれど、結局はそのような中身の中で議論されていたから、どうしても管理監督の面が疎漏だったという思いがしています。

ちゃんと指導していれば、それはその時に農事組合法人の届け出もやっていたらうし、

今登記は必要じゃないのだという話がありましたけれど、そこは私は物件、特に建物の物件を対抗要件を持たせる時というのは、補助金がもし何かの関係で無くなったなんて言うことが不幸にもあったとするならば、それがせつかくの補助金が生きなくなるわけですから、そのところはちょっといろいろな問題があるのかなと思います。

いずれにしましても、この補助金というのは本当に大事な補助金でありますから、適正に使われてこそ、町民の方々の理解が得られるのだということだと思います。

特に農政事業に対しましては、先程も言いましたように、補助金を必要とする事業が今後も期待されているわけです。不適正であるために、各種の事業にブレーキが掛かることのないように、管理監督することが執行部の責任だと私は考えております。

この点について、今後も大いにあるわけですから、町長の見解をお願いしたい。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 今のご質問で、前段の後追い処理じゃないかということについては、全く承知しておりませんので何ともお答えしようがありませんので、答えませんが。

今、一番最後のご質問でございます。

農業補助事業については、多々ございますし、先程、答弁させていただきましたように、農業振興のためには、各種の補助事業を総合的に組み合わせると、実に大切でございます。その時に一番大切なのは、補助金は出したけれども使われていない、全く機能していない、これが一番、補助事業に対して補助事業の評価を下げるということだと思っております。

管理・監督、例えば、耕作放棄地を公的な支援で耕作放棄地を戻したけれども、2年経ったら、また耕作放棄地になっていたと、こういう事例というのは補助金の使用目的からいって、非常に傷つくと思っております。

趣旨目的に沿って、適切に活用されているということ、その事が一番大切な事だと認識を持っておりますし、そういう管理・監督というのは続けていきたいと思っております。

なお、追加になりますけれども、農業補助金について、実に歴史的にも品目が多種多様でございます。

例えば、機械庫であるとか、3戸以上の農家が共同で出資をする農機具等々も補助金がございますけれども、建物にあっても私も寡聞にして、そういう例えば、保管庫の車庫を造ったと、その建物がすべて不動産登記されているというふうには承知しておりません。

農業補助金については、用途が多様でございますし、また構造物の永久性など、相当の差異がありますので、必ずしも農業補助金の場合において、補助金が出ているから全て登記をして、対抗要件を持たせるのだというふうには、今まで農業補助金そのものが取り扱われてこなかったというふうには思っております。

この事についての議論とはちょっと離れてしまいましたので、管理・監督についてはもちろん、補助金の入った事業や国費補助、県費補助のみならず、町単補助にあっても、これは適正に管理するということは当然のことだと思っております。

議 長（傳田創司君） 20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 分かりました。何れにしましても、このような管理監督の面は継続して、もちろんお願いしなければならないと思います。

議会や住民がやっぱりこういうものを監視できる情報公開を徹底して実施することが本当に重要なことだと思っております。

6月の時にも、その書類を見せて欲しいという話の中で、合併後の中で、いろいろ規則の中で見せられないのだという話が実はあったのですけれど、できるだけそういった税を使ってやることは悪い事じゃないわけですから、やはりその事が皆さんに分かり易いような形を是非とも取っていただくということ、情報公開を徹底して実施することが重要なことだろうと思いますので、この件に関しては今後に期待をいたしまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議 長（傳田創司君） これにて、20番本多秀律君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。15時00分から再開いたします。
（14時45分 休憩）

（15時00分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序第4 19番 速水 一 浩 1. 行財政改革行動指針について

議 長（傳田創司君） 次に、19番速水一浩君の質問を許可いたします。
（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 議長の許可をいただきましたので通告により一般質問をさせていただきます。町長には、ご就任後、早いもので1ヶ月半になりますが町政全般に精力的にご尽力され、誠にご苦勞様です。今後も町、しいては町民のためにさらなるご努力をお願いいたします。

質問に入る前に町長にお願いがございます。本町の議会運営委員会では、一般質問において、一問一答方式が許可されております。

しかしながら、時間的に制限があるためか、今まで一般質問は一括質問、一括答弁、そして再質問がほとんどであったと思います。

本日の私の質問は、こちらにあります行財政改革行動指針、この1冊でお願いをしたいと思いますので、この内容について、このまま進めるのか、見直すのか、またそれに伴う施策に伴う施策についての考えをお聞きするだけなので、一問ずつ質問をさせていただきますので面倒だと思いますが、簡略な答弁をお願いいたします。

さて、本町も合併をしてから、4年が過ぎました。

合併特例法の期限まで、あと6年を切り、その後、地方交付税の一本算定に向け5年間で段階的に地方交付税が削減され、合併特例が完全なくなる平成32年度の予算は約90億円と推計されています。

そのため最低でも平成27年度の予算を約100億円、職員総数を240人にせざるを得ず、その具体的な方策が、この行財政改革行動指針に書かれています。

それでは質問に入らせていただきます。

この行財政改革行動指針に沿った行財政改革を今後も進めますか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。
（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 一言で申し上げますと、先般、臨時議会の際に所信ということで述べさせていただきました。

平成27年度規模の財政規模100億円、職員数240人という目標値の行財政改革行動指針、これを遵守し、手を弛めず、諸改革を実行していきたいと考えております。

議長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） それでは中身の質問に入らせていただきます。

ここで見直すとと言われてしまうと、このまま私の一般質問は終わってしまったわけなのですが、取り敢えず時間をいただきまして、ありがとうございます。

まず、財政改革における歳入についてです。

町長、お持ちかもしれないのですが、11ページに「求められる取り組み」というのが必ずあるのですけれども、町長には渡してないでしょうか、ありますか。

それに基づいて質問をしていきますので、すみませんが一問一答でお願いしたいと思います。

まず、歳入について、ここで求められる取り組みという中に、町税等の自主財源を確保し、自主財源比率を向上させるという項目の中に、細部にわたって、新たな税収を自主財源比率を上げるためにやらなければいけないと、基本的にここに書いてあるのは、企業誘致なのですけれども、企業誘致の他に例えば、山梨県の河口湖町などでやっている法定外目的税、遊漁税ですか、そういうものを何か考えているかどうかも含めてお答えいただければと思います。

議長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） その1点にしばって、簡潔にお答えいたします。

今、お話しがございましたように法定外ということになりますと、一般税というのはあり得るわけですが、実際は目的税しか難しいということでございます。

しからば、こういうことについては町民の納得ができ、尚かつ活用できるというような財源、今のところはないと思っております。

議長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） それでは次に移らせていただきます。

公共施設の有料化の考えはありますかという質問なのですが、ここに一つ例が書いてあります。指定管理者の収益性の高い所については、使用料を取る必要があるのではないかとという提案だと思えます。

これは議会の特別委員会の中で、一度答申を出させていただいているのですけれども、その儲けがあるかどうかというのを判別しにくい部分があるのだと思うのですね。

ですから、議会としては基本的に全部に適切な使用料を課して、それに赤字が出る分については上乘せをして、指定管理料を支払うと、それでダブルのですけれども、そうじゃないと収益性の高い所から、なかなか使用料を取りづらいという部分があるので、そういう提案をしているのですが、その辺をどう考えるかというのが1点と、それと別の使用料で20年度の決算書をパラッと見てみたのですけれども、他で何か取れるところがあるのかなと思うと、スクールバスくらいのような気がするのですよ。

今現在、スクールバスは去年、無料化していただきました。非常に親御さん、子供たち、喜んでいるのですけれども、その辺まで手を入れるかどうかも含めてちょっとお答えいた

できればと思います。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) 今、お話しのありました答申については申し訳ございませんが、まだ見ておりません、すみません。

さて、今のご質問の公共施設の有料化については、利用者が応分の負担をするというのは原則でございますけれども、ちょうど先程の都市公園条例の変更の審査をお願いしましたように、今決めている料金というのは、ある意味、上限というふうに考えて、活用を増やしていただきたいということで、議案でご説明したとおりでございます。

尚かつ、町民の皆さんの利用については基本的に無料という形になっております。

地域のスポーツだとか、文化活動を強化していくという観点から、これから町民の免除、無料を規定されているところまで利用料を取るのだという方針は取りたくないと思っております。

利用料で何か新しい項種があるかということで、具体的にスクールバスのお話がありました。スクールバスは、この広いみなかみ町においては、やはり学校の財政だけではなくて、教育上の観点からもある程度の規模の小中学校の方が適切であろうという判断も含まれまして、統合であるとか、機能集中だとかという事が行われているのと一体的なものでございまして、したがって、来年度予算からスクールバスを有料化するということは、まだ検討しておりませんが、まずそれはやりたくないと思っております。

したがって、直接、ご指摘のありましたスクールバスについて、少なくとも当面は有料化は避けたいと思っております。

それ以外に、これが使用料として適切だということについては、まだ寡聞にして、そこまで勉強を進めておりません。

議 長(傳田創司君) 19番速水一浩君。

(19番 速水一浩君登壇)

19番(速水一浩君) 歳入の最後になるのですけれども、現在、滞納整理室があります。

観光地ということもあり、みなかみ町は滞納整理に非常に苦慮をしている最中でありまして、ある程度、合併をして人数がいるという中で、当然、国や県からも補助をしていただいたり、あるいは指導を受けたりしながら、本当に一生懸命にいろいろな手立てをされています。

これについて、240人体制になるということは、どんどん減らしていくわけですが、その中で滞納整理室を当面、残すかどうかをお聞きします。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) 滞納整理室については、一言でいうと残します。

と申しますのは、やはり税負担の公平性という観点から、課税されたもの、これについてはきちんと納めていただく、もちろん今ご指摘がありましたように、経済状況、その他の事で苦しい方がいらっしゃるというのは事実だと思います。

しかし、その中でどういうふうに払っていただけるのか、あるいはきちんと納税の義務を果たしていただくという前提で、滞納整理室については今後とも頑張ってもらいたいと思っております。

議 長(傳田創司君) 19番速水一浩君。

(19番 速水一浩君登壇)

19番(速水一浩君) 次に歳出に入らせていただきます。

13ページになるのですけれども、こちらで歳出については当然、経常経費の削減などが通年の重い負担になるということで、その削減は避けて通れないということになると思います。その中で人件費について何点か質問いたします。

まず、早期勸奨退職の推進と新規採用の抑制というのがあるのですけれども、これはこのまま続けるかどうか。

財政推計を見ると、平成32年まで、ある程度、続くような形で推計がなされているのですけれども、町長は4年間の任期なので、先のことになるのですけれども、やはり32年まで続けるべきかどうかも含めて、お聞かせいただければと思います。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 経常経費の中で人件費の占める割合も多いということでございますし、ともかく平成19年からですか、早い段階から職員の理解と同意を得まして、早期勸奨退職ということで、実際上の財政状況の好転に向けて、経常経費の削減に向けて、大変に効果があるし、今までもご協力をいただいていたということでございます。

今のご質問で4年後以降はどうだということもございましたけれども、当面と申しますか、早期勸奨退職ということで職員には大変に辛い思いをさせますけれども、ご協力を願いたいということにつきまして、少なくとも4年間は、その方向でやって行きたいと思っております。

また、新規採用抑制の件につきましては、もちろん財政面だけでは一人も雇わなければ良いのではないかと、そうでございますけれども、やはり将来の中核的な人間であるとか、それぞれの町政の分野において、新しい人員、長期間にわたって経験を積んでもらうことも必要なので、最低限の新規採用というものもやって行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 32年までについては、また財政推計の所でお聞きしたいと思います。

次に、キーポイントとして、事務事業の民営化というのがあります。

これは今までの議論などを聞いていると、現業職員を派遣に切り替えるという、そういう感じで我々は受け取る部分が多いのですけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。また、それでよければ、それを今後も進めるのか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 多様な雇用形態の活用ということになるかと思えます。

現業から、派遣というご指摘でした。派遣なのか、企業にある部分になっていただくのか、これは見方の違いでございますけれども、いずれにしても現業に限らず、外部で出来るものは外部でという点はあるかと思えます。

但し、役場職員の数という問題があります。すなわち町内で役場の職員がやるよりも、外部なり企業を活用した方が安いということがありまして、町内にいる職員の数というのは別途努力をしている最中でございますので、その辺のバランスは見る必要があると思います。方向性については、今ご指摘のとおり、今後もそういう方向で行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 現業職員という、実質、派遣に少しずつ切り替わっている部分で保育士さん、幼稚園教諭、あるいはスクールバス業務の人たち、給食センターの職員さん等々だ

と思うのですね。

それを今後も、これをずっと読んでいくとアメニティだとか、そういう現業の部分にまで取り敢えずやっていった方が良くないんじゃないかというようなことで多分、書いてあるのだと思うのですけれども。その辺も含めてお進めになるということだと思います。

次に職責に応じた給与制度というのは、非常に職員の個人的なことに関わるのでちょっと飛ばさせてもらって、次に14ページ、お願いします。

ここに物件費があります。物件費については、先程もちょっとやりましたけれども、平成18年4月ですか、議会に新しく出させていただいて、そこで6月ですか、行財政改革特別委員会というのを設置させていただいて、そこで委託料についてですとか、指定管理の関係についてですとか、実質、公共施設を最終的には60施設くらいに統廃合すべきじゃないかという、非常に町民に負担、サービスを低下させるような、議会としては異例な提言をさせていただいています。

そんな中で散々やっていたので、これについては大体見当が付くのですけれども、一番ここで問題になるのは、公共施設がどんどん古くなるわけですね。

このまま多分、この60施設を統廃合しても、そんなに町の財政にとって役立つような数字にはならないのです。

ただ、老朽化した施設をやはり放置しておくとか、修繕費、その他諸々に相当な経費がかかるということに最終的になるので、それで敢えてそういうことも英断をしたという経緯があるわけなのですけれども、その辺はやはり60施設ぐらい、中身は後で読んでいただければ分かると思うのですけれども、本当に今使っていない物ですとか、もう現在進めているような状況の中のものなので、ご理解いただけたらと思います。そういうことで物件費を削減しなくちゃいけないということだと思います。

これは聞いても仕方がないので、最後の指定管理施設における委託料の節減というところで、ここで議会の中で一つ問題になるのが、修繕費の取り扱いです。

現実、年度契約を結ぶ中で、それぞれの契約に応じて、修繕費については折半ですとか、6対4ですとか、50万円以上については、取り敢えず町が持ちますよとか、だいたい50万円以上については町が持ちますよというのが多いみたいなのですけれども、その辺が一つのネックになるのかなという、修繕費を常に町が持つということが果たしてどうなのだろうという、当然、町の施設ですから、町に管理義務はあります。それはよく分かるのですが、できれば指定管理料0円で、修繕費まで含めて収益で賄ってもらえるような、やはりそれが理想だと思うので、その辺についてちょっとお伺いいたします。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 指定管理者の件でございます。

修繕費は今、50万円というお話がありました。指定管理でいろいろな施設がみなかみ町に限らず、県にしても国等も活用しております。その時の基本的考えは、設備の更新に関わるような物については、やはり所有者、管理を出している側の負担だと。これをこういう状態で管理運営して下さいという物について、ですから、運営上の作業なのか、大規模、修繕なのかと、線引きは非常に難しいものですから、それらのところで一定の基準があり、指定管理するとき、ここまでは指定管理料の中に入っているよと線引きをしているわけです。

今、ご指摘のあった50万円というのは一つの見識かなと思っております。どうするかということについて、もう一回まとめて申し上げますと、60施設すべてを永久に残すと

ということについては、昨年の12月に検討委員会の答申、ご指摘のあったものをいただいております。

その時にやはり町民の方に、ご理解いただけない議案ということでありまして、それが急な話ではなくて、徐々にの話でも検討して行かなければいけないだろうと思っております。

その時に、公共施設として、管理し続けるものについては、できる限り指定管理をして、その指定管理で収益性という話がありました。今まで町が直営でやっていたから、収益が上がらないのだと、民間や然るべきノウハウのある人が指定管理者であれば、収益が上がるのだと、本当にそういう施設がどれだけあるのだろうか、不安ではありますが、やはり民間の能力と活力と、それから実績も上がっておりますけれども、民間のチャンネルだとか、手法によって指定管理料が減らせるというか、トータル管理料が減らせて、指定管理料が払わなくてもよかったり、減額することができるという事例も出ておりますので、その辺についてはきちんと現在の指定管理者を評価しながら、尚かつ今後の指定管理の委託にあたっては配慮しながらやって行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 次に、扶助費についてですが、これは突いても仕方がないので、取り敢えず次の補助費に行きます。

補助費でこちらに書いてあるのが、補助金の抜本的な見直しという中で、類似団体というのは、3町村の中で同じような団体、その統合を進めるべきだここには書いてあるのですが、かなり進めてきた経緯もあるのでありますが、なかなか大きな商工会、観光協会あたりは補助金の関係もあったので、移行はしてきているのですが、他の本当に細かいそれぞれの団体がなかなかその辺が上手く行かないということなので、その辺をどうお考えになってますか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） まさになかなか上手く行かないということだと思います。

まさにご指摘どおりで商工会であるとか、大きな規模できちんとやっていけるもの、これについては、この間も相当やってもらったと思っております。

逆に商工会の活動を強化するために、トレンドとしてこれからどんどん減らせるというふうには思っておりません。また、それ以外のということでございます。

それ以外のというのは、各種団体等あるのですが、言ってみれば、文化的な所は飛ばしてもらってもいいじゃないかとは思いますが、とは言いながら、文化自体が町民の活力の源であったり、地域の文化を守っていたり、地域の特徴を強く出しているというようなことがありますので、一律にはいかないと思います。

但し、財政の健全化というのは重要課題でありますので、その辺とのバランスをにらみながら、方向としては少ない金で効果を上げていただくという方法を十分協議しながら、行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 3セクの統合というのがあるのですが、みなかみでは今、新治農村公園公社、月夜野振興公社、水の故郷、猿ヶ京温泉夢未来と、この4つがあるわけですが、この辺を統合した方が将来的にはいいんじゃないかというふうに書かれているわ

けですが、その辺をどうお考えになりますか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） それぞれが、それぞれの財政改善に向けて、大変に努力をされているという事は承知しております。

ですから、施設数の見直しともリンクしてまいりますけれども、基本的には今の分担の中で努力をしていただき、少しでも効率的な運営をしていただくと。それと同時に、それがある程度、進んだ段階で次の課題として、統合なり、まず2つにするとかですね、そういう方法は探って行きたいと思っております。

ここに書かれている方向はそのとおりですけれども、現実にはそれぞれの部分の努力というものも評価しながらやって行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） その下に、町長が一番お得意な土地開発公社があるのでありますが、これはもう町長の手腕にお任せをするということで、ぜひご尽力をいただいて、いろんな面で活用をお願いしたいと思います、これはお願いです。

次に繰出金にいきます。ここでは特別会計への繰出金ということで、非常にこの辺が問題なのでありますが、まず公営事業会計に対する繰出金が多額になっているため、上下水道等の企業会計について、早急に将来を見通した経営健全化計画を策定し、繰出し基準の範囲内にするというふうに書いてあるわけです。

まず最初に、他の特別会計もあるのでありますが、水道と下水の関係がここに書いてあるわけですが、所信の時に水道料の値上げのこともチラッと示唆をされました。

私は水上地区の選出議員のわけですが、合併をして当初55円から3年を目途にということで110円まで、やっとここに110円で納めさせていただいております。

非常に、こういう経済状況の中では苦しい思いをしている現実もあります。

そういう中で、確かに水道会計で言われる、今後、大規模な水源の改修ですとか、施設の改修ですとかということの中で、到底保たないだろうということの中での意味合いも含めて、値上げということもあると思うのですが、その辺の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 水道が企業会計である限り、今ご指摘のような事はあろうかと思っております。

特に水道料金については、審議会の答申を受けているということですから、尊重をする必要はあるとは思っております。とは言いながら、答申の数字というものを短期間に、そこまで急に上げるということは、これは今の経済状況等の中でなかなか難しいというか、ご理解をいただく努力はしますけれども、早急にはご理解いただけないという部分もあろうかと思っております。

所信の方で述べさせていただいたのは、今の料金で今後、永遠にやって行けるという自信はありませんという事でございますし、また答申があるという事も聞いております。

実態の経済状況、町の方々の負担能力と、それから上下水道会計を健全に運営するという両方のバランスをにらみながら、下げる方向にはありませんけれども、いきなり答申の150円に行くということはないと、その間で最大限の努力をして行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

(19番 速水一浩君登壇)

19番(速水一浩君) 水道会計、企業会計、それは十分、理解をしています。

ただ、みなかみ町の場合、わりと国県指導の下に簡易水道も23年には取り敢えず企業会計に統合をするという事になっていると思います。

そういう中で非常に負荷の高い企業会計になっているのも事実だと思いますよね。

その中で当然、簡易水道の繰り入れ基準と、企業会計の繰り入れ基準は違うわけですから、ある程度、やはり見ていただけることも出来ると思いますし、尚かつ企業会計でも最終的に元の収入役と散々私はやり合った事があるのですけれども、繰り入れを絶対にしては行けないなんていうことはないのだそうですね。

それは要するに認めれば出来るということだと思うので、その辺も含めて、ぜひお考えをいただければと思います。

下水道の関係も、先日の所信表明の時に、多分、水上大穴地区、中部地区、いわゆる大穴、幸知、湯桧曾、栗沢、綱子、その辺の都市計画区域に定めて税を取っているところのものをどうするか、それを本来は延伸しないと県は引き取ってくれない。

それを多分、この間の町長の所信表明の時には延ばせなくても、何とか県に引き取ってもらえるような交渉をしてくれるのだというふうに私は受け取った部分があるのですけれども、非常にうれしく思った部分があります。

ここの後ろにも書いてあるのですけれども、費用対効果の絶対望めないようなものについては起債をするべきではないということまで書かれているわけですよ。

そうすると非常に延伸という部分については難しくなるということもあると思いますし、地元もさほど望んでいるかどうか微妙なところがある、ただゼロということではなくて、あくまでも例えば、合併浄化槽の補助率をうんと上げてもらうとか、そういうふうな事の中での対応はいくらでもやはりしてくれるのではないかという気はします。

これはまだ、話をしていないのでわかりませんが。

その辺も含めて、下水道会計の方をちょっとお願いします。

議 長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) もちろん、この所信自体が財政を基に書いておりますので、非常に強い言い方というか、ここまでやらなければ、100億円云々とは行かないよという事なのですけれども、実態部分については、それぞれの地区の状況もありますので、全てがここに書かれているとおりにバサバサという訳にはいかないという事は承知をしております。

上水道の繰り入れの話でしたし、下水道についても、どういう形で最小限の負担で、尚かつ最もせつかくある下水施設を効率的に運営していくかという点もあろうかと思えます。

具体的にご指摘のあった点については、もう少し勉強をさせて下さい、それに尽きます。

議 長(傳田創司君) 19番速水一浩君。

(19番 速水一浩君登壇)

19番(速水一浩君) よろしく申し上げます。

国保会計についてお伺いします。これは鈴木前町長の時に、今年3月、6月での事ですけれども、国保会計が非常に切迫しているという事で、平均3割、特に減免と頭打ちがあるので、中間層に非常に重い税改正がされました。

その時の鈴木町長との約束の中で、今回、3割は上げさせてもらうけれども、ただ税の改正については3年間はワンスパンで見たいと、残りの2年間については赤字分については町が責任を持って、繰り出し金で補填をしますということを言明しているのですが、そ

それは踏襲されるということによろしいですか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今、ご説明の認識を持っております。

踏襲して行きたいということです。つまり前回の上げ幅というのは、必要な部分の半分については一般会計から繰り出すと、その半分以上を繰り出すという部分についての町民の方のご理解というのは、議場におられる議員の皆さんにお願いをしてお理解を願ったと、尚かつ負担が上がる部分については、個別に負担されている方々に町行政として、収税業務としてご理解を得ているということでございます。

この約束については、毎年上げるわけにいかないもので、3年間ということ承知しておりますので、その部分についてはきちんと踏襲をさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 次に投資的経費に移らせていただきます。

投資的経費の中で、事業費査定制度の導入と書いてあります。これを導入されるのかというのと、あと先程、一般会計補正予算の質疑の中で、条件付き一般競争入札から指名競争入札に取り敢えず一時避難的に変わっていると、それについては緊急経済対策ですから、ぜひとも地元の業者さんをお願いをしたいという事の中で、そういうふうになっているのだという説明を受けて、重々分かっているわけですが、これをある程度、落ち着いた時点で、また条件付き一般競争入札に戻すお考えがあるかどうかの2点、事業費査定制度の導入についてと、条件付き一般競争入札に戻すお考えがあるかについて、お願いします。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） それでは入札の件について申し上げます。

一般競争入札の方が、指名競争入札よりも安くできるのだというのは、この過渡的な状況では全国でいくつかありましたが、これが定常状態に入ったときに一般競争入札をやり続けることによって、指名競争入札よりも安いのだというふうには、先程もご説明いたしましたけれども、私は思っておりません。

したがって、緊急避難というのは現在の経済状況の問題を申し上げました。基本的に町政を預かるという立場では、なるべく町の中で金を回すという大変だけれども、経済波及効果の範囲内を、町内の活力を付けたいと思っておりますので、ある時点からすべて一般競争入札に戻すということは考えていません。

相当、条件なり状況が変われば、あり得ると思えますけれども、基本が一般競争入札だというルールの下での説明の仕方は非常に難しいのですが、指名競争入札を広範囲に活用して、条件の適切な場所については条件付き一般競争入札も入れて行くというのが実体的な運営かと思っております。

前段のご質問ですが、事業査定制度については、事業ごとの査定ということで総合政策課の方でやっております。これについては徐々に私も話を聞き始めているところですし、事業別の査定という考え方で、出来る限り不要なところを見つけ出して、何とかやって行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） あと5分なので、もし質問が途中で切れても、今までの町長の答弁内容を聞いていると、だいたい考え方が分かってきているので、途中で切れてしまっても良いの

で、このまま続けさせてもらいます。

次に公債費については、毎年5億円ずつくらい公債費、15億円返して、10億円借りるような財政基準をある程度、作ってきた経緯があるのだと思うのですよね。

財政比率については、やはりある程度、比率を設けてやって行くかどうかをお聞かせいただけますか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 今、お話のように毎年5億円ずつ残高を減らして行くと、これを原則にやりたいと思っております。

現実問題として、何とかそこに行けるように施策の摺り合わせ等を上手くやってですね、それは引き続き実現して行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 次に、目的別の改革について質問させていただきます。

目的別というのは、要するに課ごとということなのですが、総務課は取り敢えず民生費の保育園の統合と民営化というのがあるのですけれども、これについて、今現在言えるのは第3保育園の統合、第3保育園は藤原です。あと、にいはる認定こども園の民営化、この2つだと思うのですけれども、その辺について、どうお考えか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 藤原というのは、やはり特殊要因があると、一言で言うと、そう思っております。

にいはる子ども園の民営化については、認定こども園になったばかりですから、早急にというのはなかなか難しいと思っておりますけれども、議員も既にご存知のように、そういう要旨について、徐々に認定こども園の運営の中に入ってきているということでございます。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 次に19ページ、農林水産業費の受益者負担の見直しということについてなのですが、ここに「土地改良事業や農道整備等を積極的に実施しているが、全国的、または近隣の市町村の状況を把握し、受益者の負担のあり方を検討する。」と書いてあるのですが、この辺についてはどういうふうにお考えになっていますか。

議 長（傳田創司君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） この間、みなかみ町、旧3町村、何れもですが、大変に土地改良事業、農村整備事業を活用して、各種の整備が進んでいると理解をしております。

それを促進するために、ここにご指摘のように全国的に見て、あるいは全県的に見て、市町村が相対的には多く負担しているというのが現実であります。

とは言いながら、農業者、また農業者に限らず、地域に社会資本整備の効果が発揮するという点もありますので、財政の点から言うと、この通りですし、この方向で努力しなければいけないと思っておりますが、現実の対応については必ずしもバツバツと切れば良いとは思っていません。この方向を追求します。それで受益者負担なるものを払っていただいている方に十分ご相談する中で、次の事業という展開を図って行きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

（19番 速水一浩君登壇）

19番(速水一浩君) 次に土木費、除雪の関係なのですが、町長も所信の中で言われていたと思うのですが、非常に建設業界は厳しくて、今後1～2年のうちに下手をすると除雪の受託が出来なくなるという話もされていたと思います。

そんな中で、町としては毎年、除雪車を購入していただいて、町で確保して、それを業者なり、町の雇い上げのパートさんなりに運転をお願いをして除雪をしている状況だと思うのですが、今後もそういう方向で進めていく考えですか。

議長(傳田創司君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) 除雪というのは本当に当町のような降雪地においては、生活の基本ですから、これはきちんとやらなければいけない、それを言ってみれば、頑張ってもらっていた土木建設業者さんが非常に体力が弱っている、あるいは地域的にすべての地域あるわけではないという非常に厳しい状況になっていると思っております。

但し、最初に申し上げましたように、除雪というのは非常に大事でございますので、これに向けて、地域の除雪がきちんと出来る方法、そのために経費がもし掛かったとすれば、それは町政としてやむを得ない経費かなという認識ではおります。

議長(傳田創司君) 19番速水一浩君に申し上げます。残念でございますけれども、制限時間となりましたので、まとめていただきたいと思っております。

19番速水一浩君。

(19番 速水一浩君登壇)

19番(速水一浩君) 本当に尻切れトンボで、消化不良で誠に申し訳ないのですが、でも非常に考え方を適格に理解できましたので、本当に助かりました。

今後また、いろいろとお願いをしたいと思っております。本日は有り難うございました。

議長(傳田創司君) これにて、19番速水一浩君の質問を終わります。

議長(傳田創司君) 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、総て終了いたしました。

散会

議長(傳田創司君) 明日は、午前9時より、引き続き一般質問を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

(15時42分 散会)